

# 官報

## ○第一百二十六回 衆議院会議録 第十二号

平成五年三月二十五日

平成五年三月二十五日(木曜日)

議事日程 第九号

平成五年三月二十五日

午後二時開議

第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

第三 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
原価の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

エネルギー・需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)  
エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件  
国会等移転調査会委員の選舉  
北海道開発審議会委員の選舉

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第二 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第三 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成五年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 各種委員の選舉 租税特別措置法の一部を改正する法律案外二案

○午後四時一分開議  
議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 国会等移転調査会委員の選舉

○議長(櫻内義雄君) 国会等移転調査会委員及び北海道開発審議会委員の選舉を行います。

○魚住汎英君 国会等移転調査会委員及び北海道開発審議会委員の選舉は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) よって、動議のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 議長は、国会等移転調査会委員に

○議長(櫻内義雄君) 総務省の新技術事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 野田芳成君

○議長(櫻内義雄君) 金子満広君

○議長(櫻内義雄君) 及び米沢隆君

○議長(櫻内義雄君) を指名いたします。

○議長(櫻内義雄君) 次に、北海道開発審議会委員に

○議長(櫻内義雄君) 町村信孝君

○議長(櫻内義雄君) 中川昭一君

○議長(櫻内義雄君) 鈴呂吉雄君

○議長(櫻内義雄君) 村山富市君

○議長(櫻内義雄君) 渡部一郎君

○議長(櫻内義雄君) 浅沢利久君

○議長(櫻内義雄君) 及び藤原房雄君

○議長(櫻内義雄君) を指名いたします。

○議長(櫻内義雄君) この法律案は、第一に、企業関係の租税特別措置等につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) この法律案は、

○議長(櫻内義雄君) 第一に、企業関係の租税特別措置等につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井裕久君。

○議長(櫻内義雄君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同

○議長(櫻内義雄君) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題としたします。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井裕久君。

平成五年三月二十五日 衆議院会議録第十二号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外二案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案

二

第四に、第十一次道路整備五ヵ年計画に必要な財源確保等の観点から、揮発油税及び地方道路税の税率の改正等を行うことといたしております。

その他、不動産等に係る相続税の延納利子税の引き下げ等の措置を講ずるとともに、住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

本案は、二月二十三日林大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進め、三月二十三日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、渡辺義蔵君外一名から、日本社会党・護憲民主連合提案に係る修正案が提出されました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ボテトフレーク等の関税率の引き下げ、重油の関税割り当て制度の廃止等を行って、少額輸入貨物に対する簡易税率制度を新設する等のため、関税定率法について、それ所要の改正を行うこととするものであります。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国際開発協会、いわゆる第二世界において、今後三年間の融資資源を確保するため、第十次の増資を行うことが合意されたことに銀において、今後三年間の融資資源を確保するため、第十次の増資を行うことが合意されたことに

伴い、政府が同協会に対し四千七百十五億九百七十万円の範囲内において追加出資をすることが可能のこととするものであります。

以上の二法律案につきましては、三月二十三日林大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進める」と、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○牧野隆守君登壇

第一に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三に、在ナホトカ日本国総領事館を新設すること、

第四に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること

第五に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること

第六に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること

第七に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること

以上、御報告申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬弘毅君。

○議長(櫻内義雄君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書















も連絡を取りつつ、今後的是正措置について適切に対処してまいりたい。

なお、当該土地を貸駐車場の用に供することを条件として埼玉県知事の行った同法第四条第一項の許可は、申請地が乙種第二種農地であり、調整区域許可基準の記の第2の2の②に該当するとの判断して許可したものであるが、その後当該土地は許可の条件に従つた利用をされていないことが確認されたので、今後的是正措置につき適切に対処してまいりたい。

## 四について

都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第49号)第六十条により新座市長が昭和六十三年一月二十二日付けで交付した証明書中記載の建築物等の面積は三万三千四十一・七六平方メートルであるが、これは建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認の申請書の建築物の敷地面積と同一のものであり、当該敷地についての実測値である。

また、東京佐川急便株式会社又は佐川急便株式会社名義の土地(新座市池田二丁目三六三番三ほか十九筆)及び御質問の三に掲げられた土地の登記簿上の面積を合計すると二万九千二百二十九・〇四平方メートルとなる。

なお、東京佐川急便株式会社又は佐川急便株式会社名義の土地には、農地法第五条第一項の許可に係る六十筆(許可当時の筆数)の土地のほか、右許可当時から登記簿上の地目が宅地であった土地及びその後に新たに表示の登記がされた土地が含まれている。

農林水産大臣が同法第五条第一項の許可をした面積二万六千百六・七一平方メートルは、許可当時の農地六十筆の登記簿上の面積を合計したものである。

五について

本件の農地法に基づく許可処分についてはいずれも調整区域許可基準により適切に行われているものであるが、許可の条件に従つた利用が行われず、また同法に違反する行為が行われたことは遺憾であり、これについて適切な是正措置を講ずることともに、農地転用許可制度の運用に当たっては、許可処分後の転用履行状況の把握、違法転用の早期発見等について的確に対処してまいりたい。

二 大蔵省は、オリンピック報奨金の非課税扱いできない理由として、(1)一つの業績に対する賞金を非課税にすると税の公平原則に反する、(2)オリンピックと他の大会との線引きが難しい、(3)すでに所得税法上、五十万円の控除を認めていることから一般労働者に比べ軽減されている等あげている。

しかし、「オリンピック選手強化事業」の促進からもわかるように、オリンピックの業績は種目によつては幼年時代から長年にわたる訓練努力の結果である。これは他部門の学術・芸術・文化功勞賞に比較しても、文化的・社会的貢献度に遜色するものではない。

オリンピック報奨金の非課税扱いに関する質問主意書

政府に対して、昨年三月五日、予算委員会において「オリンピック報奨金の非課税扱いについて」質問致したところ、政府(大蔵省)においても勉強・検討するとの答弁であったが、その後、世論はオリンピック報奨金(パラリンピックも含む)は非課税扱いにすべきとの意見が顕著であることに鑑み、緊急にその措置を講ずることが重要であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 スポーツ振興は、国民の健康づくりに重要な役割を果たしている。なかなかオリンピックは多くの国民に喜びと希望を与えている。世界立場にない。

また、佐川急便田無営業所の配置車両数は、同営業所の新設を認可した時点においては七十五両であり、現在は百八十両である。同営業所の自動車庫の面積は、新設の時点から現在に至るまで五千八百九十五・九二平方メートルであり、現在の配置車両すべてを収容できるものである。

衆議院議員和田貞夫君提出誤判防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小森龍邦君提出筆跡鑑定と科学捜査に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員近江巳記大君提出障害者の直接請求に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員近江巳記大君提出障害者の直接請求に関する手話通訳、字幕導入等に関する質問に対する答弁書

答弁書

平成五年二月九日提出  
質問 第一 号

誤判防止に関する質問主意書  
提出者 和田 貞夫

誤判防止に関する質問主意書  
いわゆる狹山事件、一九六三年五月、埼玉県狹山市でおきた女子高校生殺害事件では、同月二十三日、別件逮捕された石川一雄氏が約一ヶ月間、代用監獄に勾留されたのち自白にいたつたが、多くの冤罪事件と同じくこの自白調書の信用性が裁判で争われている。  
これまでの冤罪事件も、再審請求で、確定判決において真実とされていた自白調書が信用性がないことが認められ、誤判が明らかになった。多くの国民は、なぜこれほど不自然な自白が裁判においては真実と認定されたのか、裁判官の経験則とは一体何なのかと疑問と不審を感じている。とりわけ、自白の信用性に対する誤った認定のため、三十数年の「死刑囚」としての獄中生活を余儀無くされた四人の死刑囚が再審において無罪となつたことを、政府は重大な責任をもつて受け止め、誤判防止のための方策を真剣に検討しなければならない。社会常識からすれば、このような事態は、警察・検察・裁判官全員が重大な責任を自覚せねばならない問題である。しかも、誤判事件はこの「死刑再審」四事件にとどまらず、跡を絶っていない。

このような誤判・冤罪を防止するために次の質問をする。

一 このような誤判がおきた原因は何であると考へているか。また、誤判防止のためにどのような方策を考えているか。

二 ここで、すでに、一九八三年に再審で無罪が確定したいわゆる「免田事件」について尋ねる。

免田氏の自白による逃走経路は、事件現場から高原を通り、免田駅前から人吉城にいたる三十数キロメートルにおよぶものであるが、この逃走経路を踏破した直後とされる時刻に免田氏と会った人によれば、免田氏には、しようす

い、衣服の汚れ等の様子が見られなかつたといふのであり、このような自白がおかしいといふのは、市民常識・私たちの経験則の示すところであると考えられる。免田事件再審開始決定（一九七九年九月二十七日福岡高裁第一刑事部）も、この供述内容の不自然さを指摘し、自白調書の信用性を否定した。しかしまず、確定判決において、なぜこのような自白に基づく事実認定がなされ、死刑判決が出されたのか真剣にその誤判原因を検討する必要がある。

しかも、この再審開始決定に對して、検察官は逃走経路についての自白の信用性に疑いはないとして特別抗告を行つていている。なぜ、このようないい自白に信用性があると固執するのか極めて疑問である。この再審開始決定に對して、検察官は逃走経路についての自白の信頼性に疑いはないとして特別抗告を行つていている。なぜ、このようないい自白に信用性があると固執するのか極めて疑問である。これについてどう考えるか。

三 元東京高裁判事の渡部保夫氏はその著書「刑事裁判ものがたり」（潮出版）の中で、前記免田事件再審請求における現場検証のような自白のトレースを行うことが重要であると指摘し、みずからがかかわつたある事件で、自白のように人間を二人の若者が運べるかどうか最高裁の法庭で実験してみたことを紹介している。

このような自白のトレース・自白に基づく現場検証といった事実取り調べは自白の信用性の判断にとって重要な不可欠であると思われるが、どう考へるか。

四 狹山事件再審弁護団は、心理学者の協力をえて、現地における自白の再現実験を実施している。実験に立ち会つた茨城大学の山下恒夫氏は、その著書『狭山自白・不自然さの解説』（日本評論社）で、犯人とされた石川一雄氏の自白内容の数多くの不自然さを指摘している。自白のトレースに基づく心理学者の指摘には説得力があると思われる。

前記免田事件再審開始決定は、犯行後の逃走経路が自白調書からは、往路約四時間十五分、帰路約二時間四十五分となるのに、実際には、帰路の方が距離的にやや長く、疲労することから見ても帰路の方が時間がかかるのが当然であり、裁判所が事実調べで行った現場検証でも、往路約三時間、帰路約四時間であったことからも、二時間四十五分があまりに短すぎることを指摘し、この点からも自白調書が不自然であるとしていることがうがえる。

同様の観点で、狹山事件の石川一雄氏の自白調書に基づく犯行経路の時間関係を見ると人間調査によつて、無実の罪で「死刑囚」として長きにわたり獄中生活を余儀無くしたことは重大な人権侵害である。これについてどう考えるか。

そもそも、十六歳の女子高校生が見知らぬ若い男に「ちょっと来い」と言われただけ約七百メートルも雑木林の中までついていくといった

内閣衆質一二六第一号  
平成五年三月十九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一  
衆議院議員和田貞夫君提出誤判防止に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕  
衆議院議員和田貞夫君提出誤判防止に関する質問に対する答弁書

一及び二について  
御指摘のいわゆる免田事件外三事件の無罪判決等においては、自白の信用性の問題を含め種々の問題が指摘されていることを承知しており、これらの事件の結果を謙虚に受け止め、無罪判決等で指摘された事項を教訓として、客觀的証拠の収集に努めるとともに、自白の吟味及び裏付け検査に徹底を期すことが肝要であると考えている。

また、死刑の言渡しを受けた免田榮氏が、再審における無罪判決の言渡しまで拘置されたのは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第十一條第二項に基づき、死刑の確定判決の効力としてなされた措置であったが、再審において無罪判決を受けた者がそれまでの間長期にわたり身柄拘束されていた事態については、結果としては遺憾なことと考える。

第三について  
御指摘の自白のトレースなし自白に基づく現場検証は、自白における犯行態様等を実際に再現することにより、その供述どおりに犯行を行ふことが可能であるかどうか等を検証し、自白の信用性を判断するということを意味しているものと理解されるが、自白の信用性の判断は、当該自白に至る経緯の検討、秘密の暴露の有無及び他の関連証拠との対比等種々の方法によって行われるものであつて、自白のトレースなし自白に基づく現場検証もその一つ方法であるが、必ずしも、自白の信用性の判断にとつて

不可欠なものであるとは考えられない。

## 四について

御指摘の狹山事件における犯行経路の時間関係については、自白調査の信用性の判断にも関連しており、現在、東京高等裁判所に再審請求事件が係属中であるので、答弁は差し控えたい。

平成五年二月十日提出

質問 第二号

筆跡鑑定と科学検査に関する質問主意書

提出者 小森 龍邦

筆跡鑑定と科学検査に関する質問主意書これまでの冤罪事件や誤判事件では、自白偏重とともに、警察側の当初の鑑定が誤りであったことがその原因として考えられる。そこで、警察の捜査で、どのような鑑定が行われているか、筆跡鑑定を中心質問する。

一 現在の科学検査において、筆跡鑑定がどのように行われているか説明されたい。筆跡鑑定の結果は、指紋の一一致や血液型の一一致と比較して証拠の価値に軽重があるか。

## 二

筆跡鑑定では、対照する資料の文字について、書きぐせなどの類似点を比較することになると考えられるが、似てるか似てないかは鑑定する人の「勘」に頼るものなのか。

指紋検査などと比べて鑑定する人の主觀がはいりこむ危険性が高いと考えられる。筆跡鑑定をより客観化するために、どのような方法がとられているか。

とくに、筆跡鑑定を行っているのは、多くの場合、警察の鑑識課や科学警察研究所である。鑑定はその後の検査に影響をおよぼす重大なものであり、恣意的な内容がはいりこむことは許

されない。警察の行っている筆跡鑑定が、検査側にかたよらず公正で、客観的な鑑定である保障はどうに確保されているのか。

イギリスなどでは、筆跡にかぎらず、指紋、法医学などの科学検査、鑑定などを第三者的なる公的機関が行い、弁護士からも鑑定を依頼できるようなシステムがあると聞く。日本でも、そのような公的機関をつくることは考えられないか。

三 狹山事件における検査と筆跡鑑定について尋ねる。

狹山事件では、事件の発端となつたのが被害者宅に届けられた脅迫状であった。そこで検査段階で筆跡に関する資料が多数収集されたと思われる。現に、逮捕された石川一雄さんにしても、かつての仕事先であった東鳩製菓保谷工場での早退届が筆跡鑑定資料に供されている。これはこの保谷工場にあった石川一雄氏の早退届のすべてか。現在、検察庁にはこのほかに検査段階で集められた筆跡関係資料はないのか。

鑑定資料とされた早退届は、間違なく石川一雄氏のものなのかな。それはどのように証明されるのか。

四 一般的に、筆跡鑑定では、検討する資料相互の「常同性」・「稀少性」・「相同性」・「相異性」のテストを行うことが必要であるとされる。現在、警察の行っている筆跡鑑定では、このようないテストを厳密に行っているのか。

また、狹山事件が発生した一九六三年当時の筆跡鑑定では、「常同性」・「稀少性」・「相同性」・「相異性」のチェックを行つていたか。

五 狹山事件で埼玉県警鑑識課が行った筆跡鑑定がある。(一九六三年六月一日付けで埼玉県警鑑識課員の関根技師が同じ鑑識課員の吉田技師と行つた鑑定)

この鑑定によれば、この

と

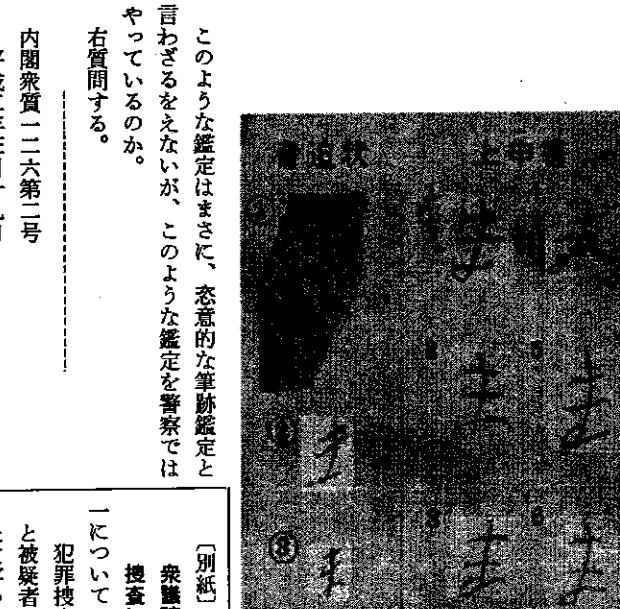
が類似点があり、同一人の筆跡

だという。ちなみにこれは、ともに「時」という字である。

明らかに、字画の配置や筆速など違いを見出すことができ、同一人の筆跡とは思えないが、警察ではこのような字を似ているという筆跡鑑定を行つていているのか。

また、同じ警察の筆跡鑑定では、ひらがなの「ま」を比較しているところがあるが、つぎに見るように、鑑定資料としている被疑者の「上申書」に出てくるすべての「ま」を比較せず、被疑者が誤つて書いた、そして犯人の文字とまったく似ていない三番と五番の「ま」を

鑑定対象文字からはずしている。



このような鑑定はまさに、恣意的な筆跡鑑定と言わざるをえないが、このような鑑定を警察ではやつてているのか。

右質問する。

一について

犯罪検査における筆跡鑑定は、一般に、犯人と被疑者の同一性を判断するため、犯人の書いた文字の字画構成、形態、配字等に認められる特徴と被疑者の書いた文字のそれを厳格に比較することにより行われている。

筆跡鑑定結果の証拠価値は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第三百八十八条规定する

衆議院議員小森龍邦君提出筆跡鑑定と科学検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一二六第二号  
平成五年三月十九日

内閣總理大臣 宮澤 喜一

衆議院議員小森龍邦君提出筆跡鑑定と科学検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。









官 報 (号 外)

年以内に改め、「定める期間」の下に「(以下この項において同様に)」を加え、「を取得等し、又は特定余暇利用施設を建設して」と「の取得等(以下この項において同じ。)をして」と、「取得価額の百分の十三に相当する金額を」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」と改め、同項に次の各号を加える。

一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三

二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の十

三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設(前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。) 百分の八

第十一条の四の見出し中「電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改め、同条第一項中「平成二年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「電波有効利用設備(混信を防止)」を「電気通信設備(電波の共同利用を可能とし、能率的を効率的に、「特定電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「百分の三十(平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたもののについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたもののについては百分の十とする。)」を「百分の二十に改め、同条第二項中「特定電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改める。

第十二条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第十二条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作後」を「製作の後」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十二

「日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作又は建設の後」を「製作の後」に、「製作、若しくは建設」を「製作して」に改め、同項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

保健康業を営むものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十日までの間に、病院のうち医療法第一条の五第二項に規定する療養型病床建物に収容された患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の常む医療保健康業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一条から第十二条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第三項において「合計償却限度額」という。）以下の今額で当該個人が必要経費として計算した金額について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の今額で当該個人が必要経費として計算した金額を下ることはできない。

特定医療用建物について第十条の五第一項、前項、次条第一項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。)にかかわらず、当該特定医療用建物につき第十三条の五第一項、前項、次条第一項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該特定医療用建物につき第十三条の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。)とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

令で定めるものをいう。

三一 雇用障害者数 その年の十二月三十一日ににおける常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三二 雇用障害者割合 その年の十二月三十一日ににおける常時雇用する障害者の数（当該障害者のうちで障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百一十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者（以下この号において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数）と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

第十三条第五項中「おける同項の」を「おける当該個人に係る」に改め、同条第六項中「又は第一項」を「の規定又は第二項において準用する前条第一項」に改める。

第十三条の二の見出し中「構成員等」を「構成員」に改め、同条第一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改め、「（第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十）」を削り、同項第一号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同項第三号中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「平成六年」を「平成六年」に改め、「ものとし」、同項第四号に掲げる場合については第二十四条第一項の規定の適用を受ける年を除く」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「第十二条の三第二項」に、「次条第一項」を「第十三条の二第一項」に、「第十三条第一項」を「第十二条の三第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合について、第二十四条第一項の規定の適用を受ける年を除く)の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合は、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、その年(十二月三十一日において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死

から第一二号に掲げる金額を控除した金額をいう。  
以下この項において同じ。)の第二号に掲げる金額  
に対する割合をいう。(以下この項において同じ。)  
が百分の二」に改め、「(第一号に掲げる金額から  
第一二号に掲げる金額を控除した金額をいう。)」を  
削り、「百分の二十」の下に「(当該製品輸入増加割

合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加える。

承認事業計画に従つて行う再生資源（同法第二条第四項第六号に規定する再生資源をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の分別回収又は当該再生資源を利用して製造した製品の市場の開拓に必要な費用の支出に備えるため、第

8 れぞれ、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

個人に法の適用を受ける法律（昭和四十五年五月三十日法律第二百三十九号）第十二条第一項第一号の「業者」は、ソフウェアの販売者を指すものと解する。

イ 同条第二項に規定する「プログラム」(以下この「プログラム」といふ)  
第三条第一項第二号の「プログラム及びこれを令するもの」として政令で定めた  
「汎用プログラム」(以下この「汎用プログラム」といふ)

一 当該適用年における当該再生資源を利用し  
て製造した製品の販売による収入金額として

額に算入されるものとする。

<p>企画、情報処理システムの構想、監査又は情報処理システムの利害者に対する教育若しくは指導に関する役務として政令で定めるもの開発に要する費用</p>	<p>プロ用プログラム以外のものの開発費用</p>
<p>その年分の事業所得に係る総収入額が開発したるものとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十五に相当する金額</p>	<p>その年分の事業所得に係る総収入額のうち制御プログラム以外の汎用プログラムで当該個人が開発したものとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十九に相当する金額</p>

として政令で定めるところにより計算した金額（当該年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越された再生資源利用促進準備金の金額（その日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総

二 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事務活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項の規定により承認事業に係る承認が取り消された場合その日における再生資源利用促進準備金の額

三 承認事業計画に定める計画期間が経過した日ににおける再生資源利用促進準備金の金額

四 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合その譲渡し、又は廃止した日における再生資源の利用に関する事務活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項の規定により承認事業に係る承認が取り消された場合その日における再生資源利用促進準備金の額

第二十一条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。  
第一章第二節第二款中第二十条の四の次に次の  
一条を加える。

同法第五条第二項に規定する承認事業計画（下この項及び第三項において「承認事業計画」という。）に係る同法第四条第一項の承認を受けたものが、平成五年四月一日から平成七年三月三十日までの期間内の日の属する各年（事業を

第二十条の五 青色申告書を提出する個人でエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第四項第六号に掲げる特定事業活動に関する

開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及び事業を廃止した日の属する年を除く。以降、の項において「適用年」という。）において、当該

一  
—  
○

しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である)

「第二十八条の三第十一項中『及び第三項』を『から第四項まで』に、『第十二条の二』を『第十二条の三』に、『第十四条』を『第十三条の三』に改める。  
第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。  
三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第五号）第九条第一項の規定

第三十条の二第一項中「平成五年」を「平成七年」と改める。  
第三十一条の二第三項中「前項第七号」を「前項

号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第一号）第九条第一項の規定による告白があつた同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等（同法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる土地及

に規定する所有期間が十年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡（当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が一億円以下であるもので、かつ、当該譲渡に係る土地又は土地の上に存する権利の対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに

該再生資源利用促進準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。  
5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第一号）第九条第一項の規定による公報があつた同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等（同法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）の譲渡（農林業の体験のための施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供するためのものを除く。）をした場合（前条第二項第一号の規定の適用がある場合を除く。）

第三十五条第一項中「若しくは第三十六条の五」

を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

「所得稅法の施行地」を「国内」に改める。同条第二項第一号中「第三十七条まで」に改め、同条第二項中「第三十三条の六第二項中「及び第三項」」を「から第四項まで」に、「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

を、第三十六条の五若しくは第三十六条の六」と改める。

適用する場合について準用する。

**第三十四条第一項中「第三十七条」を「から第  
三十七条まで」に改める。**

び第三十六条の六第一項に、「所得税法の施行地を「国内」に「除く。」を除く。以下この条及び第三十六条の六第一項において同じ。」に改め、「第三十五条第一項」の下に「又は第三十六条の六第一項に加え、同条第一項中「年の」を「譲渡日の属する

継した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「者でないとき」とあるのは「者でないとき又はその年十一月三十一日までに当該承認事業計画につき第十四条の五第一項に規定する責

のある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律<sup>〔一〕</sup>に「又は地方公共

第三十六条の三)の見出し中「居住用財産」を「第五十一条等により取得した居住用財産」に改める。  
第三十六条の五の見出し中「居住用財産」を「第五十二条等により取得した居住用財産」に改め、同条十一項に次の一項を加える。

て探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額」を加える。

第三十四条の三第一項第二号中「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十七条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集約計画」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第

長期譲渡所得の課税の特例  
第三十六条の六 個人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十日までの間に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権などで、その年一月一日において第三十一条第三項

その超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十二条の規定を適用する。

一 当該個人がその居住の用に供している家屋(当該個人がその居住の用に供している期間

官 報 (号 外)

۱۰۷

期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十六条の六第五項」と読み替えるものとする。

8  
前二項に定めるもののほか、前三年以内の譲渡が贈与によるものである場合における当該前三年以内の譲渡に係る対価の額の特例その他第三項及び第四項の規定の適用に関する必要な事項

9 個人が、その有する家屋若しくは土地若しく

は土地の上に存する権利で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」といふ。）と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該土地の上に存する権利で買換資産に該当するもの（以下この項において「交換取得資産」といふ。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」といふ。）における第一項及び第三項から前項まで並びに第二項において準用する第三十九条第六項の二第二項から第七項まで、第三十六条の二

十六 基盤整備の促進に関する法律第九条第一項活動基盤整備の促進に関する法律第九条第一項活動告があつた同項の所有権移転等促進計画において所有権移転等促進計画」という。同法第二条に規定をされる土地等(同法第二条から第三号までに掲げる土地及び当該土地権利に限る。)

第三十七条の三第二項第一号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第十二条の一」を「第十一」(各の三)に、「第十四条」を「第十三条の二」に改める。第三十七条の五第一項中「第三十六条の二」の下に、「第三十六条の六」を加える。

第三十七条の六第一項第三号中「第三十七条」を「から第三十七条まで」に改める。  
第三十七条の十四第一項中「所得税法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に、「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同条第三項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

當該所有権移転等促進計画の定めるところにより取得をする土地等（農業又は林業の用に供されるものに限る。）

三及び第三十六条の四の規定の適用について  
は、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合  
にあつては、交換差金に対応するものとし  
て政令で定める部分を限る。以下この号にお  
いて同じ。)は、当該個人が、その交換の日にお  
いて、同日における当該交換譲渡資産の価  
額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をし  
たものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交  
換の日において、同日における当該交換取得  
資産の価額に相当する金額をもつて第一項の  
取得をしたものとみなす。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十八号」  
を「第十九号」に、「の第十六号」を「の第十七号」に  
改め、同表の第一号及び第十四号中「所得税法の  
施行地」を「国内」に改め、同表の第十五号中「農用  
地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、  
同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表的第  
十七号中「所得税法の施行地」を「国内」に改め、同  
号を同表の第十八号とし、同表の第十六号中「所  
得税法の施行地」を「国内」に改め、同号を同表的  
第十七号とし、同表的第十五号の次に次の一号を  
加える。

関する報酬又は料金を支払う場合には、当該報酬又は料金は、所得税法第二百四条第一項第六号に掲げる報酬又は料金とみなして、同法の規定を適用する。

る場所において客に接待その他の役務の提供を行ふことを業務とする者で政令で定めるもの(以下この項において「ホステス等」という。)をこれらの場所に派遣して当該業務を行わせることを内容とする事業を営む者が、当該ホステス等

第三十九条第一項中「所得稅法の施行地外」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に、「又は同法」を「又は所得稅法」に改め、同条第三項及び第五項中「所得稅法の施行地」を「国内」に改める。第三十九条第一項中「その資産に對応する部分として」及び「ところにより計算した」を削る。

第四十一条第一項中「所得稅法の施行地」を「国内」に改め、同条第四項中「第三十六条の五」の下に、「第三十六条の六」を加え、同条第五項中「第三十六条の二第一項」の下に「若しくは第三十六条の六第一項」を、「第三十六条の五」の下に「第三十一条の六」を加える。

第四十二条の十一中「所得稅法の施行地」を「国内」に、「同法」を「所得稅法」に改める。

第四十二条の十三中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「所得稅法の施行地外の地域」を「国外」に、「同法の施行地」を「国内」に改める。

第四十二条の十七を第四十二条の十八とし、第四十二条の十六の次に次の一条を加える。

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徵収の特例)

て」に、「多い額」を「比較試験研究費の額」に改め、同条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「次項」を「第六項」に、「第六項から第八項まで」を「次項、第九項及び第十項」に、「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同条第一項中「又は第四項」を「又は第六項」に、「又は第

「比較試験研究費の額」に、「及び第三項に」を「第三項及び第四項に」とし、「この項において」を「この項、第四項及び第七項において」に改め、同条第二項中「平成五年三月三十日」を「平成七年三月三十日」に、「法人税法の施行地」を「国内」に、

については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一条の十七第一項（ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例）に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定するホステス等を含む。）」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第一項中「所得税法の施行地（以下この項において「国内」という。）を「国内」に、「同法第一百六十一條第二号」を「所得税法第百六十一條第二号」に、「同法の施行地外の地域」を「国外」に改める。

第四十二条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」と、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に、「昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月

官 報 (号 外)

三項（第四項において読み替えて適用する場合を含む。）を、「第三項又は第四項」に改め、同項を同項、第四項又は第五項に改め、同項を同条第十一項の下に同じ。又は第五項（第六項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に改め、「明細書」の下に「第五項の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける旨の記載があるものに限る。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中第一項を「第四項及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前各項をこの条に改め、同項第五号中「前号」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）のうち最も多い額をいう。

第四十二条の四第四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」と、「又は前項」を「第三項から前項まで又は次項第一号」に改め、「以下この項において「特定株式」という」を削り、「試験研究費の額（当該）とあるのは、試験研究費の額に当該各事業年度において取得した特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額（当該）と、「当該試験研究費の額」とあるのは、当該加算して得た金額に」と、前項」を「第三項」と、「次項」を「第六項」と、「とする」を「と第四項第一号イ中「試験研究費の額」とあるのは、「試験研究費の額に特定試験研究会社の株式（平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会社の設立（合併による設立を除く。）又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。以下この項目及び次項において「特定株式」という。）のうち当該適用年度において取得したものの取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額」と、次項同号ハ中「当該試験研究費の額」とあるのは、「当該試験研究費の額（当該）とあるのは、試験研究費の額に、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該各事業年度において取得した特定試験

研究会社の株式（昭和六十三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会社の設立（合併による設立を除く。）又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、当該各事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。）の取得価額の百分の二十に相当する金額を算して得た金額（当該と、「当該試験研究費の額」とあるのは「当該加算して得た金額」とする）に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 青色申告書を提出する法人の平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（第一項又は前項第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用年度」という。）において、当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該適用年度と合に該当する場合には、当該百分の六に相当する金額と当該各号に定める金額（当該法人が次に各号に掲げる場合のいすれにも該当する場合には、次の各号に定める金額の合計額）との合計額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の額の百分の十（当該法人が第一号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五。以下この項において同じ。）に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該法人が当該適用年度においてその製造若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は、当該技術開発研究用資産を製作し、若しくは

建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（平成七年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合に限る。）当該基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額とハに掲げる金額からニに掲げる金額を控除した金額とのいずれか少ない金額の百分の二十に相当する金額

イ 当該法人の当該適用年度（平成五年四月一日以後に設立をした法人（合併により設立をした法人を除く。）の設立後最初の事業年度を除く。以下この号において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額

ロ 当該法人の比較試験研究費の額

ハ 当該法人の当該適用年度の当該試験研究費の額から当該特別試験研究費の額を控除した金額

二 当該法人の当該比較試験研究費の額から当該比較試験研究費の額が支出された事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された特別試験研究費の額（当該支出された事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支出された事業年度の当該特別試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該支出された事業年度の月数で除して計算した金額）を控除した金額

前項（次項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が前項第二号ニの計算をする場合において、比較試験研究費の額のうちに特別試験研究費の額が含まれていないときは、当該比較試験研究費の額から、当該比較試験研究費の額に当該適用年度の特別試験研究費の額が試験研究費の額のうちに占め

## 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

2

る割合を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて同号ニに掲げる金額とすることができる。  
第四十二条の五第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「又は第三号イに掲げる減価償却資産」を「しくはハ、第三号イ、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産（第五号に掲げる減価償却資産につきは、政令で定めるものに限る。）」に、「当該取得価額（第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に當該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」に、「が同号ロ」を「が第三号ロ」に改め、同項第一号中「が同号ロ」を「が第三号ロ」に改め、同項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。  
八 廃棄物を製造工程において原材料として再生利用する機械その他の減価償却資産  
第四十二条の五第一項に次の一号を加える。  
六 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第一項に規定する承認事業者が同法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係る同法第五条第二項に規定する承認事業計画に従つて取得又は製作若しくは建設をする機械その他の減価償却資産のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（前各号に掲げる減価償却資産に該当するものを除く。）  
第四十二条の五第一項中「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に改める。  
第四十二条の六第一項及び第二項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「同法」を「法人税法」に改め、同項第三項中「法人税法の施行地」を「国内」に改め。

第四十一条の七第一項中「平成五年三月二十一日」を「平成七年三月三十一日(第一号に掲げる法人については、平成六年六月三十日)」に、「法人税法の施行地」を「国内」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「同法」を「法人税法」に改め、「百分の三十」の下に「(当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十)」を加え、同項第一号中「特定農産加工業者」の下に「(中小企業者等を、「農業協同組合等」の下に)を」という。第五号において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 農業を営む法人(中小企業者等に限る。)で農業機械化促進法第五条の三第二項に規定する導入計画に定められた同項第三号に規定する特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件を満たすものとして大蔵省令で定めるところにより認定を受けたもの 同法第五条の二第二項第三号に規定する特定高性能農業機械に該当する機械及び装置のうち政令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「同法」を「法人税法」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定事業基盤強化設備が前項第五号に定める資産である場合には、百分の五)に相当する金額の合計額」に改め、同条第三項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五)に相当する金額の合計額」に改める。

第四十二条の八第一項中「法人税法の施行地内」を「国内」に改め、「法人」の下に「特定国内販売会社を含む。」を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」とし、「第一号に掲げる全額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額」を「製品輸入増加割合(製品輸入増加額第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除し

法 人	計
一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定を含む第一項に規定する計画（以下「保全事業等」と

画	資	産
の認定（同条第五 項の規定に依る保全事業等の計画）とい う。）	当該保全事業等の計画に記載 された建物及びその附属設備 並びに機械及び装置のうち政 令で定めるもの	第四十三条第一項の表の第一号中「百分の二 十」を「百分の二十とし、特定の物質によるオゾン 層の破壊の防止に著しく資する機械その他の減価 償却資産として政令で定めるものについては百分 の二十一」とする。」に改め、同表の第四号中「百分 の十二」を「百分の十」と改め、同表の第五号中「本 邦」を「本邦」に、「百分の十八」を「百分の十八と し、油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資 するものとして政令で定めるタンカーについては 百分の二十とする。」に改める。 第四十三条の三第一項中「平成五年三月三十一 日」を「平成七年三月三十一日」に改める。 第四十三条の四第一項中「平成五年三月三十一 日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第二 項中「山村振興法（昭和四十一年法律第六十四号）第 十二条第五項に規定する認定法人（政令で定める ものに限る。）に該当する」を次の表の各号の上欄 に掲げるに、「平成三年四月一日から平成五年三 月三十一日までの間に行われた同条第一項の認 定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項 に規定する保全事業等の計画」を当該各号の中欄 に掲げる計画（平成三年四月一日から平成七年三 月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行わ れたものに限る。）に、「同項に規定する保全事業 等（以下この項において「保全事業等」という。）の 用に供される建物及びその附属設備並びに機械及 び装置のうち政令で定めるものを「当該各号の下 欄に掲げる減価償却資産」に、「保全事業用資産」 を「保全事業等資産」に、「保全事業等の用」を「事 業の用」に改め、同項に次の表を加える。

官 報 (号 外)

二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための法律整備の促進に関する法律  
第七条の認定を受けた法人で政令で定めるものに限る。) 人等が地主等の出資による法人で政令で定めるものに限る。) は拠出による法人で政令で定めるものに限る。) は拠出による法人で政令で定めるものに限る。)

同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）

当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの

物」を「特定医療用建物」に改め、「若しくは前項日」を「平成七年三月三十日」に、「老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設の用に供される」を「次の各号に掲げる」に、「老人保健施設用建物」を削除し、同条第三項中「平成五年三月三十日」を削除する。

二  
令で定めるものをいう。

**第四十四条第一項中「平成五年三月三十日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の七」を「百分の六」に改める。**

る金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加へる。

第十四条に改める。

第四十四条の第五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年以内」を「八年以内」に改め、「一定ある期間」の下に「(以下ト)」の項において「適用期間」という。」を加え、「これを得し、又は特定余暇利用施設を建設して」を「の取得等(取得又は建設を)」として、「取得価額の百分の十三に相当する額」を「(以下ト)」として、「(以下ト)」を「(以下ト)」に改める。

三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。）百分の八

めの施設で政令で定めるものの用に供される  
建物及びその附属設備 百分の八  
三 病院のうち医療法第一条の五第二項に規定  
する療養型病床群に収容された患者のための  
施設の用に供される建物及びその附属設備  
百分の八

して政令で定める数をいう。  
第四十六条の二第四項中「係る同項の」を「係る  
に改める。  
第四十六条の三第一項中「法人税法の施行地」を  
「国内」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(農業経営改善計画等を実施する法人の機械等  
の割増償却)

		二 電波の共同利用を可能とするための機能を有する無線設備その他の設備で電波の効率的な利用に著しく資するものを事業の用に供する法人
三 第一項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法	電気通信事業法第十二条 まで	平成五年四月一日から平成七年三月三十日から
の	設備で政令で定めるも	電気通信役務の安定的な提供に著しく資するもの
	百分の二十	百分の二十

第十四条の八第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。  
第四十五条の二第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作後」を「製作の後」に改め、同条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「製作若しくは建設して」を「製作して」に改め、同項の表の第二

度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該農業経営改善計画に従つて所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（贈与、出資又は合併による取得を除く。）をし、又は使用収益権の設定（当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（以下この号において「農用地」という。）に係るものその他他の政令で定めるものを除く。）を受けた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいることについて大蔵省令で定めるところにより証明がなされたものに該当する場合 農業経営改善計画に係る認定を受けたこと

ある者に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たに農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

一 当該法人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、林業等振興資金融通暫定措置法第五条第二項に規定する合理化計画（その申請が同項第二号に掲げる法人で政令で定めるものと共同でされたものに限る。以下この号において「合理化計画」という。）に係る同項の認定を受けた法人のうち主として素材生産業を営むものとして政令で定めるもので、当該合理化計画に従つて同項に規定する事業規模の拡大が行われていることについて大蔵省令で定めることにより証明がされたものに該当する場合

林業用の機械及び装置（当該法人が当該合理化計画に係る認定前に他の合理化計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな合理化計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

2 第四十七条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。 第四十九条第一項及び第五十条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。 第四十八条第一項中「法人税法の施行地」を「国内」に、「若しくは第四十六条の三」を、「第四十六条の三若しくは第四十六条の四」に、「同法」を「法」に改める。

第五十二条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日（第三号及び第六号に掲げる建築物については、平成六年六月三十日以後に取得し、又は製作したものに限る。）」に改め、「第四十五条の二まで」の下に、「第四十六条の三」を加え、「百分の十八」を「百分の十七」に改め、同条第四項中「附属設備」の下に「（第四号の三及び第四号の四に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と同時に設置される駐車の用に供する機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む。）」を加え、同項第四号の三イ中「掲げる駐車場」の下に「（次号において「都内」に改め、「定める法人」の下に「（特定国内販売会社を除く。）」を加え、「（第一号に掲げる金額が第二に掲げる金額の百分の百十に相当する金額が第二に掲げる金額の百分の百十に相当する金額を「製品輸入増加割合（製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。以下この項に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。）」を削り、「百分の二十」の下に「（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加え、同条第五項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「（政令で定めるもの）を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定国内販売会社 その発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の数又は額の株式又は持分が製造業を営む第二条第一項第二号に規定する外國法人により所有されている内國法人で、当該外國法人の製造した輸入促進対象製品を国内において販売しているものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第二項第七号中「法人税法の施行地以外の地域」を「国外」に、「法人税法の施行地に」を「国内」に改める。

第五十五条第七号第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六条第五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「二十一万円」を「十九万円」に改める。

第五十六条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「（第一号に掲げる金額を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表

の四 次に掲げる自転車駐車場の用に供されると建築物

第五十四条第一項中「法人税法の施行地内」を「国内」に改め、「定める法人」の下に「（特定国内販売会社を除く。）」を加え、「（第一号に掲げる金額が第二に掲げる金額の百分の百十に相当する金額を「製品輸入増加割合（製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。以下この項に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。）」を削り、「百分の二十」の下に「（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加え、同条第五項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「（政令で定めるもの）を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定国内販売会社 その発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の数又は額の株式又は持分が製造業を営む第二条第一項第二号に規定する外國法人により所有されている内國法人で、当該外國法人の製造した輸入促進対象製品を国内において販売しているものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第二項第七号第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六条第三項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「二十一万円」を「十九万円」に改める。

第五十六条の四第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五十六条第五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「（第一号に掲げる金額を「平成七年三月三十一日」に改め、同項の表



## 官 報 (号外)

しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における再生資源利用促進準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該再生資源利用促進準備金の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

5 第一項及び第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項に規定する法人が合併法人である場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、

7 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について適用する。

8 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の再生資源利用促進準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日までに当該承認事業計画につき第五十七条の八第一項に規定する承認を受けた者でないとある。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十七条の八第二項」と読み替えるものとする。

第五十八条の二第二項中「法人税法の施行地内」を「国内」に、「海外の地域（同法の施行地外の地域」を「国外」に改める。

第五十八条の三第一項第一号中「の額に相当する金額」の下に「（当該事業年度において採鉱の実施のために交付される国補助金がある場合に

は、当該補助金に相当する金額を控除した金額）」を加え、同条第二項中「海外の地域」を「国外」に改める。

第六十一条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の次に次の二節を加える。

第四節の二 農業生産法人の課税の特例（農用地利用集積準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散・合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。終了の日において農業經營基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた場合）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された農用地利用集積準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これら

は、当該補助金に相当する金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした事業年度終了の翌日から五年を経過したものがある場合に該当するものが、その五年を経過した農用地利用集積準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

4 特定農用地利用規程の認定が取り消された場合又は当該法人が特定農業法人に該当しないこととなつた場合、その取消しの日又は該当しないこととなつた日における農用地利用集積準備金の金額

二 特定農用地利用規程の農業經營基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合 その経過した日における農用地利用集積準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日ににおける農用地利用集積準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものと除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において農用地利用集積準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における農用地利用集積準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものと除く。）

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第六十一条の三 前条第一項の農用地利用集積準備金の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する農用地（当該農用地に係る借借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるも

官 報 (号 外)

の規定は、適用しない。

の（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等（第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該事業年度において同条第二項

の規定は、適用しない。  
第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三  
条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又  
はあつせんにより譲渡した場合その他農地保  
有の合理化のために土地等を譲渡した場合と  
して政令で定める場合

る。)の譲渡(農林業の体験のための施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供するためのものを除く。)をした場合(前条第一項第一号の規定がある場合を除く。)第六十五条の第七第一項の表以外の部分中「第十号」を「第二十号」に、「第十七号」を「第十八号」に

又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の農用地利用集積準備金の金額に相当する金

第六十二条第一項中「平成五年三月三十日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

一項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積定

改め、同表の第一号及び第十五号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同表の第十六号中「第六十五条の五第一項」を第六十五条の五第一項第二

額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金員は、当該事業年度の所得の金員の十率（二

施行地」を「国内」に改め、同条第五項中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第六項中「第四項第七号若しくは第八号」を「第四項第六号から第八号まで」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第七項中「第四項第七号」を「第四項第六号」に改める。

第六十四条第六項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化  
計画の定めるところにより譲渡した場合  
のための基盤整備の促進に関する法律第九条  
第一項の規定による公告があつた同項の所有  
権移転等促進計画の定めるところにより土地  
等（同法第二条第二項第一号又は第二号に掲  
げる土地及び当該土地の上に存する権利に限  
る）

号」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同表の第十九号を同表の第二十号として、同表の第十八号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同号を同表の第十九号とし、同表の第十七号中「法人税法の施行地」を「国内」に改め、同号を同表の第十八号とし、同表の第十六号の次に次の一号を加える。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上  
損金の額に算入する。

第六十五条の四第一項第十六号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の

とする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に、「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体」に改め、「場合」の下に「(第六十四条第一項第二号又は前条第一項第三号の規定の適用がある場合を除く。)」を

税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを逸しない事情があるると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第四十二条の四第二項から第四项までの規定並びに第四十二条の五から第四十五条の七まで、第四十三条から第四十六条の四から第五十一条まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の三第一項

第六十五条の五第一項中、「農業振興地域の整備」と  
に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に  
係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合、  
同法第八条第二項第一号に規定する農用地区  
域内にある土地等を農用地利用増進法第七条の規  
定による公告があつた同条の農用地利用増進計画  
の定めるところにより譲渡した場合その他農地保  
有の合理化のために土地等を譲渡した場合として  
政令で定める」を「次の各号に掲げる」と、「当該該  
当」を「当該各号に該当」に改め、同項に次の各号  
を加える。

平成五年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書







の特例(第五十九条・第六十一条)を「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条・第六十条)」、「二 農業生産法人の課税の特例(第六十一条)」、「二・第六十一条の三)」に改める部分に限る。」第十条から第十条の四までの改正規定(「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める部分に限る)、第十条の五第一項の改正規定(「第十三条の二第一項」の下に「第十三条の三第一項」を加える部分に限る)、同条第三項の改正規定、第十二条の二の次に「一条を加える改正規定(第十三条の三第一項の規定に係る部分に限る)、第十三条の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十」を削る部分及び同項第四号を削る部分に限る)、同条第二項の改正規定、同条の次に「一条を加える改正規定(第十三条の三第一項第一号に係る部分に限る)、第十八条の三第十一項及び第三十三条の六第二項の改正規定(「第十四条」を「第十三条の三」に改める部分に限る)、第三十四条の三第二項第二号の改正規定、第三十七条第一項の表の第十五号の改正規定、第三十七条の三第三項の改正規定(「第十四条」を「第十三条の三」に改める部分に限る)、第四十二条の四から第四十二条の八までの改正規定(「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に改める部分に限る)、第四十六条の三の次に「第四十六条の三」を加える改正規定(第四十六条の四第一項第一号に係る部分に限る)、第四十七条第三項の改正規定(「第四十五条の二まで」の下に「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に改める部分に限る)、第四十六条の三を加える改正規定(第四十六条の四第一項第一号の改正規定(若しくは第四十六条の三)を「第四十六条の三若しくは第十四条の四」に改める部分に限る)、第三章第四節の次に一節を加える改正規定、第三

六条の四」とあるのは、「第四十六条の二まで、第四十一条の改正規定並びに附則第二十一項の規定」の規定に関する法律(平成五年法律第 号)の施行の日

三 目次の改正規定(「第九十三条・第九十四条を「第九十三条・第九十四条に改める部分に限る。」)、第九十一条の改正規定、第九十九条の改正規定及び同条を第九十三条の二とし、第六章第五節中同条の前に「一条を加える改正規定並びに附則第二十一項の規定、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七条)」の施行の日

四 第三条の三の次に「一条を加える改正規定、第四条第一項の改正規定(「所得税法の施行地」を「国内」に改める部分を除く。)、同条の二第七項の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定 平成六年一月一日

五 第十条の四第一項の改正規定(「百分の三十五」の下に「当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十」)を加える部分に限る。)、同項に「一号を加える改正規定 同条第三項の改正規定(「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五)」に相当する金額の合計額」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定事業基盤強化設備が第一項第五号に定める資産である場合には、百分の五)」に相当する金額の合計額」に改める部分に限る。)、第一項の改正規定(「百分の三十一」の下に「当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十」)を加える部分に限る。)、第一項の改正規定(「百分の三十一」の下に「当該特定事業基盤強化設備が第五号に定める資産である場合には、百分の二十」)を加える部分に限る。)

る部分に限る。)、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定(合計額の百分の七に相当する金額を「百分の五」に相当する金額の合計額に改める)及び同条第三項の改正規定(合計額の百分の七に相当する金額を「百分の七(当該特定事業基盤強化設備が前項第五号に定める資産である場合には、「百分の五」に相当する部分に限る。)及び同条第五号に定める資産である場合には、「百分の五」に相当する金額の合計額に改める部分に限る。並びに附則第七条及び第十三条の規定、農業機械化促進法の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)の施行の日

六 第十三条の二の次に一条を加える改正規定(第十三条の三第一項第二号に係る部分に限る。)及び第四十六条の三の次に一条を加える改正規定(第四十六条の四第一項第二号に係る部分に限る。)林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)の施行の日

七 第三十四条の三第二項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。)、第三十七条第一項の改正規定(「所得税法の施行地」を「国内」に改める部分及び「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改める部分を除く。)、第三十七条の三第二項第一号の改正規定、第四十三条の四第二項に表を加える改正規定(同項の表の第一号に係る部分に限る。)、第六十五条の五第一項に各号を加える改正規定(同項第三号に係る部分に限る。)、第六十五条の七第一項の改正規定(法人税法の施行地)を「国内」に改める部分、「第六十五条の五第一項」を「第六十五条の五第一項第二号」に改める部分及び「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改める部分を除く。)、同条第十項第一号の改正規定、第六十五条の八第一項の改正規定及び第七十七条の三の改正規定(同条の表の第三号に係る部分に限る部分に限る。)

(所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第一条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお從前の例による。  
(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税に係る限度額の特例に関する経過措置)  
第三条 国内に住所を有する個人で新法第三条の四第一項に規定する老人等であるものが、平成六年一月一日において、同日前に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条の二第一項の規定によって預入した同項に規定する郵便貯金を有する場合には、当該郵便貯金について、新法第三条の四第一項の規定により読み替えられた所得税法第九条の二第一項の規定によって預入されたものとみなす。  
(労働者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置)  
第四条 新法第四条の二第七項の規定は、同条第一項に規定する労働者が平成六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は同条第五項に規定する申告書について適用する。  
(労働者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置)  
第五条 新法第四条の三第七項の規定は、同条第一項に規定する労働者が平成六年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書又は同条第五項に規定する申告書について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六条 新法第十条の二(同条第一項第六号に係る部分を除く。)の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお從前の例による。

2 新法第十条の二(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人がエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七条 新法第十条の四(同条第一項第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が農業機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第八条 新法第十二条第一項の表の第一号、第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設を(以下この条において同じ。)するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお從前の例による。

2 新法第十二条第一項の表の第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定

定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十一條の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

新法第十一條の三第一項の規定は、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十三條第一項に規定する機械装置等を有する場合における新法第十三條の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十四(平成元年四月一日前に取得等(取得又は建設)又は建設をしたものは建設をいう。以下この項において同じ。)」をしたものについては百分の十五とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十四とする。)と、「百分の三十二」とあるのは「百分の三十二(平成元年四月一日前に取得等をしたものについては百分の二十一)とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十九とする。)」とする。

新法第十四条第三項の規定は、個人が施行日前に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)  
第九条 新法第三十一条の二第三項、第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十一条の二第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。  
2 新法第三十七条第一項(同項の表の第十六号に係る部分に限る)及び第三十七条の三第二項第一号の規定は、個人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。  
(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)  
第十条 新法第四十一条の十七の規定は、平成五年五月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する報酬又は料金について適用する。  
(法人税の特例に関する経過措置の原則)  
第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第二十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)  
第十二条 新法第四十二条の五(同条第一項第六号に係る部分を除く)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は



越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額と当該事業年度における旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額」と、同条第三項中「を有する場合」とあるのは「又は平成五年旧法第六十八条の二第四項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額（以下この条において「旧法の繰越所得税額控除限度超過額」という。）を有する場合」と、「総額」とあるのは「総額又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額の総額」と、同条第五項中「同項第一号」とあるのは「同項第一号（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」と「生じた」とあるのは「又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額として記載」と、同条第六項中「の計算」とあるのは「又は当該旧法の繰越所得税額控除限度超過額の計算」と「として記載」とあるのは「又は当該旧法の繰越所得税額控除限度超過額として記載」と、同条第九項中「に相当する」とあるのは「又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額の全部」と、同条第十項中「に相当する」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第六十八条の二第四項第二号（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）に規定する繰越所得税額控除限度超過額に相当する」と、同条第十項中「の総額」とあるのは「の総額若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第六十八条の二第四項第二号（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）に規定する繰越所得税額控除限度超過額の総額」とする。

五項の規定による延納の許可に係る相続税(昭和六十三年一月一日(以下この条において「特定日」という。)以後に開始した相続に係る相続税に限る。)について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税及び施行日以後にするこれらの規定による延納の許可に係る相続税(特定日前に開始した相続に係る相続税に限る。)については、次項に定めるものを除税に限る。)に准じて計算するものとする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第七十七条の二第一項の規定は、同項に規定する法人が農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日以後に買入れをする同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧法第七十七条の二第一項に規定する法人が買入れをした同項に規定する土地(同日以後に農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律附則第三条第二項の規定により買入れをした当該土地を含む。)の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

1

議、調停定する土  
許税につ  
施行日 法律の整  
の間にお  
について  
経営基盤  
るの「農田  
と、同号  
十九条」、  
と、「農田  
利用増進  
新法第4  
法第四条  
促進事業  
利用集積  
業經營基  
する法律  
の表の第  
促進事業  
所有權の  
適用し、  
は前項の  
七条の三  
規定する  
免許税に  
設定等促  
用し、旧  
る生産基  
に同条に  
有權の移

四

新法第七十九条第一項第一号の表欄中「農業利用促進法第十八条第一項第一号に規定する地の所有権」の登記に係るものは、なまねき組合又は農業経営者に関する法によるものとする。

1

業経営基盤強化促進法第  
二号の上欄中「農業  
第三項第一号」とあ  
る。)の規定は、農  
関係法律の整備に關  
新法第七十七条の三  
十七条の三第二号又  
登録免許税について  
登録の登記に係る登録  
地利用増進法第七条  
とあるのは「農用地  
の強化のための関係  
施行の日の前日まで  
の登記に係る登録免  
の例による。

規定は、同条に規定す  
産法人が施行日以後  
ける同条の土地の所  
に規定する生産森林  
登録免許税について適





官 報 (号外)

産形成年金貯蓄非課税制度の非課税限度額について、三八五万円（現行 三五〇万円）に引き上げる。

5 道路財源

揮発油税及び地方道路税の現行特例税率の適用期限を平成五年十一月三十日まで延長する。

るとともに、平成五年十二月一日から全体の税負担は現行どおりとし、次の特例税率を適用するほか、自動車重量税の現行特例税率の適用期限について五年間延長する。

揮発油税  
一キロリットルにつき

四八・六〇〇円（現行 四五・六〇〇円）  
地方道路税 一キロリットルにつき

五・二〇〇円（現行 八・二〇〇円）

6 その他

（一）法人税において、二年間の措置として、利子・配当等について源泉徴収された所得

税額のうち控除不足額の還付を繰り延べる特例措置を講ずる。

（二）証券取引法の改正により追加された有価

証券を有価証券取引税の課税有価証券に追加する。なお、短期金融市場育成等の観点

から、二年間の措置として、一定の有価証券について非課税とする措置を講ずる。

（三）株式投資単位の引下げを目的とした株式分割等に伴い発行される株券の印紙税を二年間の措置として、非課税とする特例措置を講ずる。

四 住宅用家屋の登録免許税の特例の適用期限を二年延長する等期限の到来する特別措

置について、実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

7 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成五年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、租税特別措置の整理合理化を行うほか、資源エネルギー対策、環境保全対策、農林業対策等当面の政策的要請に即応する措置等を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、渡辺嘉蔵君外一名から日本社会党・護憲民主連合提案による「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例は、設けないものとする」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成五年度における増収見込額は、約七百九十億円である。

右報告する。

平成五年三月二十三日

大蔵委員長 藤井 裕久

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで

ある。

一 公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の信頼を確保するため、引き続き、不公平税制は正の取り組みについて格段の努力を行いうとともに、資産に対する適正な課税を推進すること。

二 未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類業界が今後とも適切な対応に努めるよう指導すること。

一 政策目的を終えた、又は、政策効果の少ない各種準備金・特別償却等の租税特別措置については、今後とも徹底した整理合理化を進めるとともに、引当金のあり方等について引き続き検討すること。併せて、赤字法人、公益法人課税に関する、社会的役割及び利益の観点等を踏まえ、課税方式を引き続き検討すること。

一 居住用財産の買換え特例については、昭和六十一年に廃止に至った経緯にかんがみ、地価の動向も含めて実施期間中の適用状況に十分注意しつつ、今後とも、土地政策との整合性を損なうことのないよう留意すること。

一 土地問題の根本的解決へ向けて、適正な地価水準の実現と地価高騰の再発防止が必要不可欠であるとの観点から、土地基本法の理念の下、土地に対する税負担の公平を確保しつつ土地政策に資するため、地価税制度の定着を図ること

もに、地価税の創設に伴う増収分の使途については、創設時の論議、その他の諸事情を踏まえ、引き続きその具体的な内容を検討すること。

一 利子及び株式譲渡益に対する課税のあり方については、課税の公平・適正の観点から引き続

き検討を行うこと。また、いわゆる老人等マル

優及び財形貯蓄の非課税制度については、非課

税限度額を含むそのあり方につき、それぞれの政策目的及び適切な利子課税体系に配意しつつ、適宜検討を行うこと。

一 自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、そのあり方について幅広く検討すること。

一 変動する納稅環境の下で、業務の一層の複雑化・国際化に対処しつつ、税務執行面における負担の公平確保の見地から、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

一 納稅者意識の向上のための啓發活動の充実及び納稅者への接觸のための庁舎環境の改善など納稅者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

一 納稅者意識の向上のための啓發活動の充実及

び納稅者への接觸のための庁舎環境の改善など納稅者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

一 納稅者意識の向上のための啓發活動の充実及

び納稅者への接觸のための庁舎環境の改善など納

稅者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

一 納稅者意識の向上のための啓發活動の充実及

び納稅者への接觸のための庁舎環境の改善など納

稅者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

一 納稅者意識の向上のための啓發活動の充実及

び納稅者への接觸のための庁舎環境の改善など納

稅者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

一 納稅者意識の向上のための啓發活動の充実及

び納稅者への接觸のための庁舎環境の改善など納

稅者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

國稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年二月十八日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

## (関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律)

## (関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「付表簡易税率表」を「付表第一」と、「簡易税率表によること」を「同表による」と改め、同条第二項第三号中「前項の簡易税率表」を「別表の付表第一」に改める。

第三条の二の次に次の二条を加える。

(少額輸入貨物に対する簡易税率)

第三条の三 第三条の場合において、次条から第四条の八までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。)にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条、第七条、第九条の二第一項及び第二項並びに第十四条第十八号において同じ。)の合計額が十万円以下の輸入貨物(本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。)に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第一による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者(当該輸入貨物が郵便物である場合にあっては、当該郵便物の名を人)が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税關に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第一の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

第六条中「(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。)にあつては、第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。次条、第九条の二第一項及び第二項並びに第十四条第十八号において同じ。)」を削る。

別表第二七一〇・〇〇号中

B 温度一五度における比重が〇・九〇  
三七を超えるもの

一キロリットルにつき四二〇円

に改める。

C 温度一五度における比重が〇・九二  
七三を超えるもの

一キロリットルにつき四六〇円

(1) 別表第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二、第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・一〇号の二に掲げる物品のうち  
別表第二二〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち  
ウオッカその他の蒸留酒(2) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品  
(3) 別表第二二〇四・三〇号の二に掲げる物品のうち  
別表第二二〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち  
紅茶以外のもの(4) 別表第二二〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち  
(5) 別表第二二〇八・九〇号に掲げる物品  
(6) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品  
(7) 次に掲げる物品

二〇〇%

別表の付表中「簡易税率表」を「入国者の輸入貨物に対する簡易税率表」に改め、同表を別表の付表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

官報(号外)

三	別表第四三〇・〇三項に掲げる物品	一五%
四	次に掲げる物品 別表第四三〇・一・一号から第四三〇・一・一〇号までに掲げる物品 別表第四三〇・一・三〇号に掲げる物品のうち ドロップスキン以外のもの	五%
五	次に掲げる物品 別表第三三類に掲げる物品 別表第三五類に掲げる物品（第一号の品目欄に掲げるものを除く。） 別表第三九類に掲げる物品 別表第四四類に掲げる物品（第四四一・九〇号に掲げる物品のうち竹製のくしを除く。） 別表第五一類に掲げる物品 別表第五二類に掲げる物品 別表第五四類に掲げる物品 別表第五五類に掲げる物品 別表第六三類に掲げる物品 別表第六五類に掲げる物品 別表第七〇類に掲げる物品（第七〇・一八項に掲げるものを除く。） 別表第七六一類に掲げる物品 別表第九〇・〇三項又は第九〇・〇四項に掲げる物品	二二%
六	次に掲げる物品 別表第二九類に掲げる物品（第一九〇・五・四四号及び第二九一八号に掲げるもの、第一九二二・四五号の二号に掲げるもの並びに第二九四〇・〇〇号に掲げるもの（糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩を除く。）を除く。） 別表第三〇類に掲げる物品 別表第三八類に掲げる物品 別表第四八類に掲げる物品 別表第六九類に掲げる物品 別表第八二類に掲げる物品 別表第八三類に掲げる物品 別表第九四類に掲げる物品 別表第九五類に掲げる物品 前各号に掲げる物品以外の物品	一〇%

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第三条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第四条を削る。

第五条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の一の四」のA若しくはBを「同号の一の四」に、「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第六条とする。

第七条の二第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第七条とする。

第七条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第六条」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」として、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第四項又は第七条の二第一項」を「第六条第四項又は第七条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第四項又は第七条の二第一項」を「第六条第四項又は第七条第一項」に改める。

第七条の三第一項「第七条の四」を削る。

第八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項「第七条の二第一項」を「第六条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

別表第一(A)第二七〇・〇〇号中「で、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量以内のもの」

(ii)

(製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量(以下この号における「共通の限度数量」という)以内のもの)

(iii) その他のもの

一キロリットルにつき	円二、七五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五八〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇

(2) その他のもの

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

を削り、

C 温度一五度における比重が〇・九一七三を超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

(2) その他のもの

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

一キロリットルにつき	円三、五〇
一キロリットルにつき	円二、五五〇
一キロリットルにつき	円三、七五〇
一キロリットルにつき	円二、七五〇

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの  
(1) 製油の原料として使用するもの  
に改める。

トルにつき	円三、七五〇
トルにつき	円二、五四〇
トルにつき	円三、五五〇
トルにつき	円二、四五〇

(2) その他のもの  
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三三%以下のもの

トルにつき	円三、七五〇
トルにつき	円二、五四〇
トルにつき	円三、五五〇
トルにつき	円二、四五〇

別表第一(A)第四一・〇四項中「平成五年二月三一日」を「平成六年三月三一日」に、「一一八、〇〇〇平方メートル」を「一三七、〇〇〇平方メートル」と、「七〇七、〇〇〇平方メートル」を「八四八、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一〇六・二〇号中「平成五年三月三一日」を「平成六年三月三一日」に、「六一二、〇〇〇平方メートル」を「七〇四、〇〇〇平方メートル」に改める。  
別表第一(A)第六四・〇三項中「平成五年三月三一日」を「平成六年三月三一日」に、「五、七九六、〇〇〇足」を「六、九五五、〇〇〇足」に改める。別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成五年三月三一日」を「平成六年三月三一日」に改める。  
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。  
(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



平成五年二月二十五日 衆議院会議録第十二号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

**在外公館の名称及び位置並びに在**

四四

附  
則

この法律は、公布の日から施行する。

国際開発協会に対する出資の額が増額されるととなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 二 議案の可決理由

開発途上国の社会・経済開発における国際開発協会の役割の重要性等にかんがみ、同協会へ追加出資するための措置を講ずることは、時宜に適したものと認め、本案は可決すべきものと

### 三 本案施行に要する経費

国際開発協会に対する出資は、三年均等分割

債の平成五年度の償還見込額が、同年度一般会

計予算の国債費の中に含まれて いる。

議事録の目次と要旨

額に応じるための措置を講じようとするもの

で、その内容は次のとおりである。

1 政府は、国際開発協会に対し、従来の出資

の額のほか、四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において出資することができる。

とする。

2 この法律は、公布の日から施行することとする。

右

平成五年二月九日

内閣總理大臣 宮澤 喜

別表第一を次のように改める  
ナホトカ \_\_\_\_\_ を削る。

(外) 報 電

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	大 使 公 使 特 号	号										別		
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
ア ブ															
ア ジ ア	印 度	860,000	720,000	663,500	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	298,100	275,800	255,700	235,400
	印 度ネシア	920,000	720,000	658,200	613,300	546,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	289,700	247,300	224,900	203,400
	ベトナム	1,010,000	930,000	858,000	808,900	730,400	646,800	570,200	505,600	454,600	415,300	398,800	364,300	338,800	313,300
	カンボディア	930,000	900,000	853,300	784,000	710,100	629,200	555,300	492,400	443,100	404,800	380,100	355,500	330,800	308,200
	シンガポール	960,000	780,000	708,400	657,800	581,900	506,000	430,100	379,500	328,900	303,600	278,300	253,000	227,700	202,400
	スリ・ランカ	840,000	730,000	671,800	628,300	562,900	494,600	429,300	379,900	336,300	308,500	286,700	264,900	243,100	221,300
	タイ	950,000	740,000	676,700	630,500	561,200	490,600	421,300	372,000	325,800	301,100	277,000	253,900	230,800	207,700
大 陸 民 國															
中 华 人 民 共 和 國	1,030,000	800,000	726,900	675,000	597,100	519,200	441,300	388,400	337,500	311,500	285,600	259,800	233,600	207,700	
中 华 人 民 共 和 國	1,130,000	840,000	769,100	716,300	637,100	558,600	477,400	421,500	368,700	339,700	313,300	286,900	260,500	234,100	
ネ バ ル	900,000	870,000	805,200	757,300	685,300	607,200	535,300	474,500	426,500	389,900	355,900	341,900	317,900	293,900	
バ キ 斯 坎	810,000	700,000	647,200	605,400	542,700	477,000	414,300	366,700	324,900	297,900	277,000	256,100	235,200	214,300	
バ イ グ ラ テ シ ュ	960,000	840,000	780,600	734,400	665,100	589,600	520,300	461,300	415,100	379,300	356,200	333,100	310,000	286,900	
フィリピン	1,030,000	850,000	776,600	725,500	649,000	568,400	492,800	436,000	385,000	353,300	327,800	302,300	276,800	251,300	
ブ ッ ン	860,000	840,000	768,200	720,300	648,300	571,600	498,700	442,400	394,400	361,300	337,300	313,300	289,300	265,300	
ブルネイ	830,000	800,000	732,100	682,000	606,700	530,200	455,000	401,700	351,500	323,800	298,800	273,700	248,600	223,500	
マ レ イ シ ア	920,000	750,000	689,000	641,900	571,300	499,400	428,800	378,600	331,500	305,400	281,800	258,300	234,800	211,200	
ミ ャ ン マ ー	1,210,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
モ ル デ ィ ヴ	790,000	770,000	706,600	663,100	597,700	527,600	462,300	409,400	355,800	334,800	318,100	291,300	269,500	247,700	
モ ネ ゴ ル	1,020,000	990,000	917,000	865,100	787,200	700,000	622,100	552,200	500,300	456,300	430,400	404,400	378,400	352,500	
ラ オ ス	960,000	890,000	817,600	768,700	695,500	616,000	542,700	481,100	432,300	395,100	370,700	346,300	321,900	297,500	
北 米	ア メ リ カ 合 衆 國	1,000,000	720,000	660,600	615,100	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	カ ナ ダ	860,000	700,000	640,600	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
中 南 米	アルゼンチン	1,290,000	1,110,000	1,010,200	938,100	828,800	721,600	613,400	541,200	469,000	433,000	396,900	360,800	324,700	288,600
	アンティグア・バーブーダ	900,000	870,000	793,700	739,200	657,300	574,200	492,400	434,700	380,100	350,300	323,000	295,700	268,400	241,100
	ヴ ェ ネ ズ エ ラ	1,000,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	397,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
	ウ ル グ ラ イ	1,040,000	1,010,000	917,800	852,300	755,900	655,600	557,300	491,700	426,100	393,400	360,600	327,800	295,000	262,200

## 外(号)報

地 域 所 在 國	大 使 公 使	特 使	号											別		
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
エクアドル	690,000	870,000	818,400	576,800	517,400	455,000	395,800	350,200	310,800	284,700	264,900	245,100	225,300	205,500		
エル・サルバドル	870,000	840,000	770,400	718,800	643,900	565,000	489,100	432,700	382,100	350,700	325,400	300,100	274,800	249,500		
ガイアナ	940,000	910,000	832,000	777,000	684,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100		
キューバ	1,040,000	1,020,000	834,600	877,400	791,800	699,600	613,800	543,800	486,600	445,300	416,700	388,100	359,500	330,900		
グアテマラ	810,000	780,000	713,700	664,800	581,600	517,000	443,700	391,800	343,000	315,900	291,500	267,100	242,700	218,300		
グレナダ	940,000	910,000	832,000	777,000	684,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100		
コスタ・リカ	760,000	740,000	676,700	630,500	581,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000	253,800	230,800	207,700		
コロンビア	800,000	770,000	712,800	668,800	602,800	532,000	466,000	412,700	368,700	337,500	315,500	293,500	271,500	249,500		
ジャマイカ	950,000	920,000	838,800	778,200	692,800	605,000	518,500	457,800	400,200	368,700	338,900	311,100	282,300	253,500		
スリナム	1,160,000	1,130,000	1,029,100	960,000	856,400	748,800	646,200	571,300	502,200	461,600	427,000	392,500	358,000	323,400		
セント・ヴィンセン	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	348,600	322,100	294,600	267,100		
セント・クリスト	880,000	860,000	781,400	727,700	647,200	585,400	484,900	428,100	374,400	345,000	318,100	281,300	264,500	237,600		
ファーネイヴァー	880,000	860,000	781,400	727,700	647,200	585,400	484,900	428,100	374,400	345,000	318,100	281,300	264,500	237,600		
セント・ルシア	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	348,600	322,100	294,600	267,100		
トリニティ・トバ	900,000	880,000	799,900	744,900	682,400	576,800	496,100	438,000	383,000	352,900	325,400	297,900	270,400	242,900		
ニカラグア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	586,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200		
ハイチ	1,070,000	1,040,000	953,000	891,900	800,100	703,600	611,900	541,400	480,200	440,500	409,900	379,300	348,700	318,100		
ドミニカ共和国	940,000	910,000	832,000	777,000	684,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100		
トリニダッド・トバ	900,000	880,000	799,900	744,900	682,400	576,800	496,100	438,000	383,000	352,900	325,400	297,900	270,400	242,900		
パナマ	940,000	910,000	832,000	777,000	684,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100		
パラグアイ	860,000	840,000	782,900	710,600	632,000	552,200	473,700	418,200	365,800	337,100	310,900	284,700	258,500	232,300		
バルバドス	940,000	910,000	832,000	777,000	684,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100		
ブルジル	1,170,000	1,010,000	916,900	853,600	758,500	662,200	587,200	500,700	437,300	403,100	371,400	339,700	308,000	276,300		
ベリーズ	970,000	940,000	862,800	805,600	719,800	631,000	545,200	482,200	425,000	390,300	361,700	333,100	304,500	275,800		
ペルー	1,220,000	1,070,000	977,700	914,800	820,400	721,200	626,800	554,600	491,700	451,000	419,600	388,100	356,600	325,200		
ボリビア	930,000	900,000	833,500	784,000	710,100	623,200	555,300	492,400	443,100	404,800	380,100	355,500	320,900	306,200		
ホンジュラス	890,000	860,000	786,800	737,000	658,100	578,200	500,300	442,600	380,700	358,600	332,700	308,700	280,700	254,800		
メキシコ	1,140,000	940,000	862,800	805,600	719,800	631,000	545,200	482,200	425,000	390,300	361,700	333,100	304,500	275,900		
歐州	970,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,600	519,800	458,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600		
アイスランド	970,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,600	519,800	458,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600		

(外) 報 電

地 域	所 在 國	號										別		
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
アゼルバイジャン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
アルバニア	1,170,000	1,140,000	1,039,300	972,000	871,000	785,200	664,200	587,600	520,300	477,400	443,800	410,100	376,400	342,800
アルメニア	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
イタリア	1,120,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	328,700	297,000	267,300	237,600
ヴァチカン	950,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
ウクライナ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
ウズベキスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
エストニア	1,010,000	980,000	893,600	824,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
オーストリア	1,290,000	1,050,000	954,800	886,600	784,300	692,000	579,700	511,500	443,300	408,200	375,100	341,000	306,900	272,800
オランダ	1,010,000	920,000	837,800	777,800	688,200	598,400	508,600	448,800	389,000	359,000	328,100	299,200	269,300	239,400
カザフスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
ギリシャ	940,000	860,000	782,300	726,400	642,600	558,800	475,000	419,100	383,200	335,300	307,300	279,400	251,500	223,500
キルギスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
グルジア	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	696,000	596,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
クロアチア	1,100,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	680,800	530,400	468,100	426,800	393,200	358,500	325,800	292,200
サイبرラス	890,000	860,000	782,300	726,400	642,600	558,800	475,000	419,100	383,200	335,300	307,300	279,400	251,500	223,500
イス	1,200,000	1,080,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
スペイン	1,210,000	1,100,000	997,900	926,600	819,700	712,800	605,900	534,600	463,300	427,700	392,000	358,400	320,800	285,100
スロヴァキア	990,000	900,000	819,300	760,800	673,000	585,200	497,400	438,900	380,400	351,100	321,900	282,600	253,300	234,100
スペイン	940,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	397,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
タジキスタン	1,100,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	680,800	530,400	463,100	426,800	393,200	358,500	325,800	292,200
チエコ	1,000,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	397,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
デンマーク	1,120,000	1,020,000	924,000	858,000	759,000	680,000	581,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
ドイツ	1,250,000	1,020,000	924,000	858,000	759,000	680,000	581,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
トルクメニスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	586,900	528,200	488,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
ノールウェー	1,120,000	1,090,000	985,600	915,200	809,600	704,000	588,400	528,000	457,600	422,400	387,200	352,000	316,800	281,600
ハンガリー	1,030,000	940,000	855,300	796,400	707,900	618,200	528,800	467,700	408,700	376,700	347,200	317,700	288,200	258,700
フィンランド	1,070,000	1,040,000	942,500	875,200	774,200	572,200	504,900	437,600	403,900	370,300	336,600	302,900	269,300	

## 面 報 号 (外)

地 域 所 在 国	大 使 公 使	特 使	号	号										別 号
				1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	
フランス	1,240,000	960,000	888,600	806,500	713,500	820,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
ブルガリア	1,040,000	1,010,000	918,200	857,100	765,300	670,600	578,900	511,900	450,700	414,100	383,500	352,900	322,300	291,700
ベラルーシ	1,040,000	1,010,000	828,400	868,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
ベルギー	1,110,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
ポーランド	1,140,000	1,050,000	855,200	891,400	785,700	697,000	601,300	531,700	467,900	429,900	398,000	366,100	334,200	302,300
ポルトガル	1,010,000	980,000	887,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
マルタ	950,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
モルドバ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
ユゴースラヴィア	1,170,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200
ラトヴィア	1,010,000	980,000	893,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
リトニア	1,010,000	980,000	893,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
ルーマニア	1,140,000	1,050,000	965,400	906,000	816,900	721,600	632,500	560,300	500,900	458,500	428,800	399,100	369,400	339,700
ルクセンブルク	950,000	920,000	837,800	777,900	688,200	598,400	508,600	448,800	389,000	359,000	329,100	299,200	269,300	239,400
連合王国	1,180,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
ロシア	1,340,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	586,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
大洋州														
ヴァヌアツ	780,000	760,000	693,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	286,400	273,700	251,000	228,400
オーストラリア	910,000	750,000	677,600	628,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
キリバス	930,000	910,000	835,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
ソロモン	950,000	930,000	854,500	803,000	725,800	642,400	565,200	500,900	449,400	411,000	385,200	359,500	333,800	308,000
トウヴァル	930,000	910,000	838,000	785,900	710,600	628,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
トンガ	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	286,400	273,700	251,000	228,400
ナウル	780,000	760,000	698,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	286,400	273,700	251,000	228,400
西サモア	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	286,400	273,700	251,000	228,400
ニュージーランド	800,000	750,000	865,300	817,800	546,500	475,200	403,900	356,400	308,900	285,100	261,400	237,600	213,800	190,100
パプア・ニューギニア	980,000	910,000	836,000	785,900	710,600	628,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
斐ジー	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	393,100	347,800	319,000	286,400	273,700	251,000	228,400
マーシャル	900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900	504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700
ミクロネシア	900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900	504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700

官 報 (号 外)

地 域	所 在 国	号													
		大 使 公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
中近東	アラブ首長国連邦	1,050,000	1,030,000	844,200	887,000	801,200	708,400	622,600	551,800	494,600	452,300	423,700	395,100	366,500	337,900
	イエメン	970,000	890,000	817,500	766,000	688,300	605,800	529,600	468,800	417,300	382,400	356,600	330,800	305,200	278,400
	イスラエル	1,020,000	990,000	913,400	858,400	775,900	686,400	603,900	535,300	480,300	438,100	411,600	384,100	356,600	329,100
	イラク	1,220,000	1,070,000	983,900	923,200	791,900	613,800	526,000	464,400	405,900	374,000	344,800	315,500	286,200	257,000
	イラン	1,190,000	1,040,000	953,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	496,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	オマーン	920,000	890,000	817,500	766,000	688,800	606,800	529,600	468,800	417,300	382,400	356,600	330,800	305,200	278,400
	カタル	940,000	920,000	842,200	788,900	709,100	624,400	544,500	482,000	428,800	392,900	366,300	338,700	313,100	286,500
	クウェイト	1,130,000	990,000	903,800	846,100	759,700	668,400	581,900	515,000	457,400	419,300	389,500	361,700	332,900	304,100
	サウディ・アラビア	1,070,000	900,000	828,300	780,200	705,600	624,800	550,200	487,700	438,000	400,400	375,900	350,700	325,300	301,000
	ジヨルダン	910,000	830,000	756,800	704,900	627,000	547,800	469,900	414,900	363,000	334,400	308,500	282,500	256,500	230,600
	シリア	1,080,000	1,050,000	955,200	891,400	795,700	697,000	601,300	531,700	467,900	429,900	398,000	366,100	334,200	302,300
	トルコ	980,000	900,000	825,800	771,300	689,400	604,600	522,800	462,400	407,800	374,500	347,200	319,900	292,600	265,300
	パキスタン	930,000	860,000	829,800	777,500	693,900	615,600	537,100	475,400	423,000	387,700	361,500	335,300	309,100	282,900
	レバノン	930,000	910,000	836,000	785,900	710,600	628,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
アフリカ	アルジェリア	1,190,000	1,080,000	988,300	931,400	831,100	727,800	627,500	554,800	487,900	448,400	414,900	381,500	348,100	314,600
	アンゴラ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	ウガンダ	1,180,000	1,070,000	983,900	923,200	832,100	734,800	643,700	570,200	509,500	468,400	436,100	405,700	375,300	345,000
	エジプト	1,120,000	920,000	844,300	788,400	704,600	617,800	534,000	472,300	416,400	382,400	354,400	328,500	298,600	270,600
	エティオピア	1,080,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200
	ガーナ	1,080,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
	カーボ・ヴェルデ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	ガボン	1,120,000	1,080,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	カメルーン	1,120,000	1,080,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	ギニア	1,180,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800

## 外号報

地 域 所 在 国	大 使 公 使	特 号	号										別	
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
ギニア・ビサオ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
ケニア	920,000	800,000	726,000	678,300	601,700	525,800	451,200	398,400	348,700	321,200	286,400	271,500	246,600	221,800
コモロ	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,500	313,300	286,700	260,100
コンゴー	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,800	426,400	396,900	367,400	337,900
ザイール	1,140,000	1,050,000	968,800	908,900	821,400	728,000	637,600	565,000	506,000	462,900	433,400	403,900	374,400	344,900
サントメ・プリンシペ	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
サンビア	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,900	421,100	386,300	351,600
シェラ・レオーネ	1,080,000	1,050,000	965,400	906,000	816,900	721,600	632,500	560,300	500,900	458,500	428,800	399,100	369,400	339,700
ジブチ	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	568,900	506,600	468,800	433,600	403,500	373,400	343,200
ジンバブエ	900,000	870,000	793,700	739,200	657,300	574,200	492,400	434,700	380,100	350,300	323,000	295,700	268,400	241,100
スードン	1,220,000	1,180,000	1,095,600	1,030,900	933,900	827,600	730,600	647,900	583,200	532,900	500,500	468,200	435,900	403,500
スマランド	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,800	313,300	286,700	260,100
セイシェル	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
赤道ギニア	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
セネガル	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
東洋海牛共和国	1,210,000	1,110,000	1,014,800	949,100	850,700	747,600	649,300	574,400	508,800	466,900	434,100	401,300	368,500	335,700
ソマリア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200
タンザニア	1,150,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,800	508,800	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
チャード	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
中央アフリカ	1,240,000	1,210,000	1,114,100	1,046,100	948,100	840,800	741,800	657,800	591,800	540,800	507,800	474,800	441,800	408,800
チュニジア	870,000	840,000	769,100	716,300	637,100	558,600	477,400	421,500	368,700	339,700	313,300	286,900	260,500	234,100
トーゴ	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	485,500	453,800	406,100	376,400	346,700
ナイジリア	1,150,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
ナミビア	1,040,000	1,010,000	924,400	862,800	770,400	675,000	582,800	515,200	453,600	416,700	385,900	355,100	324,300	293,500
ニジェール	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	485,500	452,700	429,900	397,100	364,300
ブルキナ・ファソ	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	485,500	452,700	429,900	397,100	364,300
ブルンディ	1,070,000	1,040,000	958,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900

官 報 号 (外)

地 域 所 在 国	大 使 公 使 特 号	号										別	
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
ペナン	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100
ボツワナ	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	365,500	339,900	313,300	286,700
マダガスカル	980,000	950,000	879,200	825,900	746,100	660,000	580,100	514,100	460,800	421,500	394,900	368,300	341,700
マラウイ	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,001,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,800	421,100	386,300
マリ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	682,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200
南アフリカ共和国	1,100,000	950,000	862,400	800,800	708,400	616,000	523,600	462,000	400,400	368,600	338,800	308,000	277,200
モーリシャス	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	365,500	339,900	313,300	286,700
モーリタニア	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	682,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200
モザンビーク	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,001,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,800	421,100	386,300
モロッコ	930,000	900,000	818,400	752,100	677,800	591,800	507,300	447,900	391,600	360,800	332,700	304,500	276,300
リビア	1,180,000	1,150,000	1,055,100	980,000	892,300	787,600	688,900	611,200	546,100	499,800	467,300	434,700	402,100
リベリア	1,090,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	408,100	376,400
ルワンダ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400
レソト	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700

外 報 号 (号)

一 総領事館

地 域	所 在 地	号										別	
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アシア	カルカタ	720,000	660,000	599,300	532,400	471,700	418,400	377,900	345,000	324,700	304,500	284,300	264,000
	ポンペイ	680,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	マド拉斯	680,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	ウジュン・バンダ	740,000	680,200	612,900	540,800	473,500	419,300	374,400	342,800	320,300	287,900	275,500	253,000
	ジャカルタ	680,000	613,300	546,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	スラバヤ	680,000	613,300	546,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	メダン	710,000	645,400	578,100	507,800	440,500	389,800	344,900	316,400	293,900	271,500	249,100	226,600
	ホーチミン	830,000	760,300	683,800	602,400	525,800	465,500	414,500	379,700	354,200	328,700	303,200	277,700
	バンコック	690,000	630,500	561,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000	253,900	230,800	207,700
	釜山	770,000	675,000	597,100	519,200	441,300	389,400	337,500	311,500	285,600	259,600	233,600	207,700
広州		820,000	748,400	669,200	587,000	507,800	449,200	396,400	363,900	337,500	311,100	284,700	258,300
上海		850,000	748,400	669,200	587,000	507,800	449,200	396,400	363,900	337,500	311,100	284,700	258,300
瀋陽		690,000	820,200	741,000	655,600	576,400	510,800	458,000	418,900	392,500	368,100	339,700	313,300
カラチ		700,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
マニラ		800,000	725,500	649,000	569,400	492,800	436,000	385,000	353,300	327,800	302,300	276,800	251,300
ペナン		710,000	641,900	571,300	496,400	428,800	378,600	331,500	305,400	281,800	258,300	234,800	211,200
香港		830,000	697,800	617,300	536,800	456,300	402,600	348,900	322,100	295,200	268,400	241,600	214,700
北米		750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
アグナ		680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
アトランタ		750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
アンカレッジ		660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
カンザス・シティ		680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
サン・フランシスコ		680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
シートル		680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
シカゴ		680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200

(外) 報 告

地 域	所 在 地	号 别										
		給 領 率	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
デトロイト	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	286,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
ニュー・オルリンズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
ニュー・ヨーク	850,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
ヒューストン	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	286,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
ポートランド	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	286,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
ボストン	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
ホノルル	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
マイアミ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	286,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
ロス・アンジェルス	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	286,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
ヴァンクーバー	680,000	594,900	526,200	457,600	389,600	343,200	287,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
エドモントン	680,000	594,900	526,200	457,600	389,600	343,200	287,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
トロント	680,000	594,900	526,200	457,600	389,600	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
モントリオール	680,000	594,900	526,200	457,600	389,600	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
中南米												
クリチバ	910,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
サン・パウロ	950,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
ペレーン	980,000	885,700	780,600	692,600	587,600	528,400	465,600	427,300	395,600	363,800	332,200	300,500
ボルト・アレグレ	910,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
マナオス	1,010,000	920,500	825,400	725,600	630,600	557,900	494,500	453,700	422,000	390,300	358,600	326,900
リオ・デ・ジャネイロ	950,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400
レシフェ	940,000	853,600	768,500	662,200	567,200	500,700	437,300	403,100	371,400	339,700	308,000	276,300
リマ	1,000,000	914,800	820,400	721,200	626,800	554,600	491,700	451,000	419,600	386,100	356,600	326,200
歐州												
ミラノ	880,000	795,100	703,300	611,600	519,900	453,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600
ジュネーヴ	1,020,000	820,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
バルセロナ	840,000	780,800	673,000	555,200	497,400	438,900	380,400	351,100	321,900	292,600	263,300	234,100
ラス・バルマス	820,000	743,600	657,800	572,000	486,200	428,000	371,800	343,200	314,600	286,000	257,400	228,800
デュッセルドルフ	890,000	858,000	680,000	561,000	495,000	426,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000	

## 外(号)報

地 域	所 在 地	号										別	
		総額	事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
	ハンブルグ	950,000	858,000	758,000	660,000	561,000	495,000	428,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	フランクフルト	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	398,000	363,000	330,000	297,000	264,000
ベルリン		990,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
ボン		950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	428,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
ミュンヘン		950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
ストラスブール		890,000	808,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
パリ		890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
マルセイユ		890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
エディンバラ		860,000	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
ロンドン		860,000	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
ウラジオストク		1,000,000	880,400	790,000	694,800	604,400	554,800	474,500	435,200	405,000	374,900	344,800	314,600
サンクト・ペテルブルク		920,000	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
ナホトカ		1,080,000	973,700	883,300	783,600	683,200	614,900	554,600	506,500	476,300	446,200	416,100	385,900
ハバロフスク		1,000,000	880,400	790,000	694,800	604,400	534,800	474,500	435,200	405,000	374,900	344,800	314,600
大洋州	シドニー	720,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	ベース	700,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
brispen		700,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
メルボルン		720,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
オーランド		680,000	617,800	546,500	475,200	403,900	356,400	308,900	285,100	261,400	237,600	213,800	190,100
ポート・モレスビー		860,000	785,900	710,600	628,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
中近東	ホラムシャハル	970,000	892,700	806,300	712,800	626,300	555,100	497,500	454,900	428,100	397,300	368,500	338,700
	ジェッダ	850,000	780,200	705,600	624,800	550,200	487,700	438,000	400,400	375,600	350,700	325,800	301,000
	イスタンブル	850,000	767,800	682,600	596,200	511,100	451,200	394,400	363,500	335,100	306,700	276,300	249,900
アフリカ	アフリカ	890,000	800,800	708,400	616,000	523,600	462,000	400,400	369,600	338,800	308,000	277,200	246,400

## 三 領事館

地 域	所 在 地	号											別
		額	率	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
アジア	コタ・キナバル	690,000	647,700	576,400	503,800	432,500	381,900	334,400	308,000	284,300	260,500	236,700	213,000
中南米	エンカルナシオン	790,000	742,700	664,100	582,600	504,100	445,900	393,500	361,300	335,100	308,900	282,700	256,500

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号											別	
		大 使	公 使	特 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	1,000,000	770,000	701,700	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500
歐州	ウェーブ (在ウェーブ国 機関) ジユネーヴ (在ジユネーヴ国 機関) (軍機会議) パリ (経済協力開発機 構) ブリッセル (欧洲共同体)	1,150,000	1,050,000	954,800	886,600	784,300	682,000	579,700	511,500	443,300	409,200	375,100	341,000	306,900
		1,410,000	1,050,000	991,800	920,800	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800
		1,130,000	1,080,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800
		1,240,000	980,000	888,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200
		1,110,000	980,000	888,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200

附 記  
この法律は、平成五年四月一日から施行する。  
ただし、別表第一の改正規定中「グルジア、在ク  
ロアチア及び在外公館並びに在スロバキアの各日本國  
大使館並びに在ナホトカの各日本國領事館に關する部分は、政令で定める日から施  
行する。

理由  
在在外公館として在グルジア日本國大使館等を新  
設し、これまで在外公館に勤務する外務公務員の  
在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の  
基準額を改定する等の必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

の制度改善及び施設の整備等の対策を総合的に推進すること。

〔別紙〕  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

政府は、次の事項について引き続き検討の上、適切な措置を講すべきである。

一 國際情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、世界の平和と繁栄のため我が国がその國力によさ

わしい国際的責任を果たし、積極的な外交を開けるため、外交実施体制、特に在外公館の基盤整備・機能強化に努めること。

二 我が国外交の第一線拠点にふさわしいものとなるよう、長期的計画に基づき、在外公館事務所及び公邸の整備・拡充を進めるとともにその国有化の推進に努め、併せて在外職員宿舎の整備に努めること。

三 海外での事件、事故及び戦乱、クーデター等の緊急事態に備え、在外公館の緊急事態対応能力の強化に努めること。

四 在外公館における邦人の救援保護を含む邦人の安全確保を図ること。また、在外邦人の医療対策に一層配慮すること。

五 この法律は、平成五年四月一日から施行すること。ただし、在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本大使館並びに在ウラジオストク日本国総領事館の新設及び在ナホトカ日本国総領事館の廃止に関する部分の規定は、政令で定める日から施行すること。

六 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

七 在ナホトカ日本国総領事館を廃止すること。

八 在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本大使館並びに在ウラジオストク日本国総領事館の新設及び在ナホトカ日本国総領事館の廃止に関する部分の規定は、政令で定める日から施行すること。

九 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正すること。

十 在外公館における活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべしものと議決した次第である。

十一 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

十二 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十三 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十四 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十五 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十六 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十七 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十八 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十九 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

二十 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

二十一 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

二十二 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

一 議案の目的及び要旨  
本案の主な内容は、次のとおりである。

一 在グルジア、在クロアチア、在スロヴァキア、在スロヴェニア及び在チュニジアの各日本大使館並びに在ウラジオストク日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

二 在スロヴァキア及び在クロアチア日本国大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

三 在ナホトカ日本国総領事館を廃止すること。

四 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

五 在ナホトカ日本国総領事館を廃止すること。

六 在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本大使館並びに在ウラジオストク日本国総領事館の新設及び在ナホトカ日本国総領事館の廃止に関する部分の規定は、政令で定める日から施行すること。

七 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正すること。

八 在外公館における活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべしものと議決した次第である。

九 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

十 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十一 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十二 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十三 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十四 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十五 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十六 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十七 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十八 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

十九 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

二十 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

二十一 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

二十二 本案施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に約一億二千五百万円が計上されている。

右 地方税法等の一部を改正する法律案

平成五年二月八日 内閣総理大臣 宮澤 喜一

四十四万円」を「二百七十万円」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中、「事業協同組合」を削り、「商工組合、商工組合連合会若しくは商店街振興組合連合会」を「又は商工組合」に改める。

第三百四十二条の二第一項第五号の四を次のように改める。

五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納稅義務者 その超える金額に改める。

五の四 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額の百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納稅義務者 その超える金額に改める。



平成五年二月二十五日 衆議院会議録第十二号

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則第十二条の三第一項中「又は」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるもの又は」に、「平成四年度分」を「平成五年度分及び平成六年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、同条第三項中「に対し」を「のうち主たる定置場を自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する特定地域（以下本項、第五項及び第七項において「特定地域」という。）以外の地域に置く自動車に対して」に、「同条」を「道路運送車両法第四十一条」に、「（自治省令）を（当該自動車を取得した者が主たる定置場を特定地域内に置いて使用する場合（第五項及び第七項において「特定地域内で取得した場合」という。）その他自治省令）に改め、「平成四年度分及び」を削り、同条第五項中「に対する」を「のうち主たる定置場を特定地域以外の地域に置く自動車に対する」に、「（自治省令）を（特定地域内で取得した場合その他自治省令）に改め、「平成四年度分及び」を削り、同条第七項中「に対する」を「のうち主たる定置場を特定地域内に置いて使用する場合（第五項及び第七項において「特定地域内で取得した場合」という。）その他自治省令）に改め、「平成四年度分及び」を削り、同条第五項中「に対する」を「のうち主たる定置場を特定地域以外の地域に置く自動車に対する」に、「（自治省令）を（特定地域内で取得した場合その他自治省令）に改め、「平成四年度分及び」を削る。

附則第十五条第三項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同条第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「産業廃棄物処理施設」の下に「のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物である廃油又は廃プラスチック類の処理施設」を加え、「平成四年度分及び」を削り、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下に「（以下本項において「議定書」という。）を加え、「を業として使用する者が昭和六十三年十二月二十九日から平

成四年三月三十一日までの間に新たに取得する特定フロン」を「又は議定書附属書BのグループIIIに属する物質（以下本項において「トリクロロエタン」という。）に改め、「定めるもの」の下に「のうち、特定フロン又はトリクロロエタンを業として使用する者が平成四年四月一日（当該機械その他の設備のうちトリクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日）から平成六年三月三十一日までの間に新たに取得するもの」を加え、「五分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十一項を第三十二項とし、第三十項を第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項から二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十二項中「昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「定めるもの」の下に「及び指定法人に準する法人で政令で定めるものが平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に港湾法第五十五条の七第一項の国賃付に係る資金の貸付けを受けて取得した同条第二項に規定する特定用途港湾施設（政令で定める用途に供するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を第十八項とし、第十六項を第十項とし、同条第十五項に次の一項を加える。

35 航空法第百条の免許を受けた者が平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得し、かつ、空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項第一号に規定する第一種空港のうち航空輸送の円滑化を図るために緊急かつ計画的な整備が必要なるとして政令で定める空港において、当該免許を受けた者が直接航空法第二条第十六項に

成四年三月三十一日までの間に新たに取得する特定フロン」を「又は議定書附属書BのグループIIIに属する物質（以下本項において「トリクロロエタン」という。）に改め、「定めるもの」の下に「のうち、特定フロン又はトリクロロエタンを業として使用する者が平成四年四月一日（当該機械その他の設備のうちトリクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日）から平成六年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同項を同条第十一項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一项を加える。

9 第七項に規定する汚水を処理するための償却資産に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして政令で定めるもの（昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、第二百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。）又は公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの（平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるらず、平成五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産又は施設に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の三第二項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年一月一日」に改め、同条第六項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第十九項に次の一項を加える。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同条第三項中「中高層耐火建築物（地上階数四以上を有するものに限る。）」を「第一種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち第一種中高層耐火建築物のうち地上階数三を有するものをいう。以下本項において同じ。）」に改め、「平成四年一月一日」の下に「（当該貸家住宅のうち第一種中高層耐火建築物であるものをいう。以下本項において同じ。）」に改め、「平成四年一月一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を第十八項とし、同条第十五項中「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を第十八項とし、第十六項を第十項とし、同条第十五項に次の一項を加え、「（当該貸家住宅のうち第一種中高層耐火建築物であるものにあつては、平成五年一月一日）」を「十年度分」の下に「（当該貸家住宅のうち第二種中高層耐火建築物であるものにあつては、五年度分）」を加え、「（当該貸家住宅に対して）」を「（当該貸家住宅のうち第一種中高層耐火建築物であるものにあつては、）」に改め、同条第十五項中「平成四年一月一日」を「平成六年一月一日」に改め、同条第六項中「平成二年一月一日」に改め、同条第十四項中「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成四年一月一日まで」を「平成四年一月二日か

官 報 (号 外)

から平成六年一月一日まで」に、「三分の一」を「五分の三」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで

で」に改め、「同条第四号中「平成二年度課税標準額」を「平成五年度課税標準額」に、「平成二年度に係る」を「平成五年度に係る」に改め、「次の」と削り、同号イの表を次のように改める。

<p>(2) 第二十二条の二第一項の規定によるもので、該地の市税額が前項の規定によるものと異なる場合は、当該地の市税額をも適用する。</p>	<p>(2) 平成五年度分の固定資産税の課税標準について、地方税法等の改正により改定された法律(平成五年法律第百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の二)による改正部を改定する場合に、当該改正部が同年度分の固定資産税について、地方税法等の適用を受ける土地であるときは、当該価格に平成五年改定の前年の地方税法(第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の二)による改正部を改定する。</p>
<p>(1) の 土地 (2) に 掲げる 土地以外</p> <p>平成五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p> <p>この規定によるもので、該地の市税額が前項の規定によるものと異なる場合は、当該地の市税額をも適用する。</p>	<p>(1) の 土地 (2) に 掲げる 土地以外</p> <p>平成五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p> <p>この規定によるもので、該地の市税額が前項の規定によるものと異なる場合は、当該地の市税額をも適用する。</p>

附則第十七条第五号中「平成」年度に」を「平成五年度に」に改め、「本号及び附則第十八条の二第二項において」を削り、「平成」年度課税標準額」を「平成五年度課税標準額」と、「平成三年度分」を「平成六年度分」に改め、同条第六号を次のように改める。

六上昇空

**上昇率** 土地に係る当該年度分の固定資産税の  
課税標準となるべき価格（第三百四十九  
条）に於ける該土地に係る當該年度分の都市計画税に  
あつては、イに掲げる数値をいい、当  
該土地に係る當該年度分の都市計画税に  
あつてはロに掲げる数値をいう。

条の三の一、附則第十七条の二又は第十九条の三の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定資産税にあつては、次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該倍率に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を、当該土地に係る固定資産税に係る平成五年度課税標準額(平成六年度から平成八年度までの各年度)

なる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成七年度又は平成八年度に係る賦課期日において地日の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。)については、当該土地の比準課税標準額)で除して得た数値

六

土 地 の 区 分	率
(1) 小規模住宅用地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	第七百一条の三第二項に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(2) 小規模住宅用地であつて(1)に該当しないもの	第七百一条の三第二項に定める率
(3) 一般住宅用地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	第七百一条の三第一項に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(4) 一般住宅用地であつて(3)に該当しないもの	第七百二条の三第一項に定める率
(5) 附則第二十七条の規定の適用を受けた土地であつて附則第十七条の二の規定の適用を受けるもの	附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値
(6) 附則第二十七条の規定の適用を受けた土地であつて(5)に該当しないものの	附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に定める率を乗じて得た数値
(7) 附則第二十七条の二の規定の適用を受けた土地であつて(1)から(6)までに該当しないものの	附則第十九条の三第一項本文に定める率に、附則第十七条の二第二項各号に定める率を乗じて得た数値

一 宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額）を、当該宅地評価土地に係る固定資産税に係る平成五年度課税標準額（平成六年度から平成八年度までの各年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地日の交換等がある土地（平成七年度又は平成八年度に係る賦課期日において地目の交換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）について、当該土地の比準課税標準額）で除して得た数値（次号及び第三号において「特例適用前上昇率」という。）が一・八を超えた以下の宅地評価土地 三分の二

二 特例適用前上昇率が四を超えた、七・五以下の宅地評価土地 三分の二

三 特例適用前上昇率が七・五を超える宅地評価土地 二分の一

4 宅地評価土地であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかるらず、平成六年度から平成八年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該宅地評価土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額（第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は第二十七条の規定の適用を受ける土地にあつては、これらの規定により課税標準とされる額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ

じ當該各号に定める率を乗じて得た額)とす  
る。

一 宅地評価土地に係る当該年度分の都市計  
画税の課税標準となるべき価格(当該土地  
に係る固定資産税の課税標準となるべき価  
格をいい、第七百二条の三又は附則第二十  
七条の規定の適用を受ける土地に係る当該  
年度分の都市計画税にあつては、当該価格  
に第七百二条の三に定める率又は附則第二  
十七条の規定により読み替えられた附則第  
十九条の三第一項本文に定める率を乗じて  
得た額)を、当該宅地評価土地に係る都市計  
画税に係る平成五年度課税標準額(平成六  
年度から平成八年度までの各年度において  
新たに固定資産税を課すこととなる土地  
及び当該各年度に係る賦課期日において地  
目の変換等がある土地(平成七年度又は平  
成八年度に係る賦課期日において地目の変  
換等があるものについては、第三百四十九  
条第二項ただし書、第三項ただし書又は第  
五項ただし書の規定の適用を受けるものに  
限る。)については、当該土地の比準課税標  
準額)で除して得た数値(次号及び第三号に  
おいて「特例適用前上昇率」という。)が一・  
八を超える、四以下の宅地評価土地 四分の  
三

二 特例適用前上昇率が四を超える、七・五以  
下の宅地評価土地 三分の二

三 特例適用前上昇率が七・五を超える宅地  
評価土地 二分の一



定市街化区域農地に該当するもののうち、当該市街化区域農地の類似土地（当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税に係る市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする。）が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該類似土地が平成五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして附則第十七条第一項及

び第二項の規定を適用する。

附則第二十二条第一項及び第二十四条中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、「掲げる用途等」を「掲げる用途」に改め、同項の表を次のように改める。

用途の区分	上昇率の区分		負担調整率
	一・八倍以下のもの	一・八倍を超えるもの	
一・住宅用地	一・八倍以下のもの	一・〇五	
	一・八倍を超えるもの	一・〇七五	
二・非住宅用地	一・四倍を超えるもの	一・一	
	三倍を超えるもの	一・一五	
	五倍を超えるもの	一・二	
	八倍以下のもの	一・〇五	
	八倍を超えるもの	一・〇七五	
	四倍を超えるもの	一・一五	
	八倍を超えるもの	一・二	
	八倍を超えるもの	一・〇五	
	八倍を超えるもの	一・〇七五	
	四倍を超えるもの	一・一五	
	八倍を超えるもの	一・一五	
	八倍を超えるもの	一・二五	

附則第二十五条の二中「平成二年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、「前二条及び前条」を削り、「前二条及び前条」を「前条及び前条」に改める。

附則第二十七条の前の見出し中「昭和四十七年度」を「平成六年度」に改め、同条中「二分の一」を「二分の一」と、「価格」を「価格の三分の二の額」に改める。

附則第二十五条の二中「平成二年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・八倍以下のもの	一・〇五
一・八倍を超えるもの	一・〇七五
二・四倍を超えるもの	一・一
三倍を超えるもの	一・一五
五倍を超えるもの	一・二

附則第二十七条の二に次の二項を加える。

前項の規定により読み替えた附則第十

八条第二項第一号に掲げる市街化区域農地で

平成六年度から平成八年度までの各年度に係

る賦課期日ににおいて特定市街化区域農地に該

当するもののうち、平成五年度に係る賦課期

日において特定市街化区域農地以外の農地に

該当したものに係る当該各年度分の都市計画

税については、当該市街化区域農地が平成五

年一度に係る賦課期日ににおいて特定市街化区域

農地であつたものとみなして附則第十七条及び

前二項の規定を適用する。

前項の規定により読み替えた附則第

十八条第二項第二号、第三号又は第四号に掲

げる市街化区域農地で平成六年度から平成八

年度までの各年度に係る賦課期日ににおいて特

定市街化区域農地に該当するもののうち、当

該市街化区域農地の類似土地（当該市街化区

域農地の当該各年度分の都市計画税に係る市

街化区域農地調整都市計画税額の算定の基礎

となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする。）が平成五年度に係る賦課期日

において特定市街化区域農地以外の農地に該

当したものに係る当該各年度分の都市計画税

については、当該類似土地が平成五年度に係

る賦課期日において特定市街化区域農地であ

つたものとみなして附則第十七条、第一項及

び第二項の規定を適用する。

附則第二十八条第一項を同条第六項とし、同

条第四項の次に次の二項を加える。

附則第二十九条の二中「（附則第二十九条の二第一項及び第二十九条の三の三第一項において「農地課税相当額」という。）」を削る。

附則第二十九条の二第一項中「平成三年度適用市街化区域農地」に、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度から平成八年度までの三

各年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第二十九条の二第一項中「附則第十九条の二第四項に規定する平成三年度適用市街化区域農地」を「市街化区域農地」に、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度から平成八年度までの三

各年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第二十九条の二第一項中「本項及び第五

官 報 (号 外)

「相続人を含む。以下本条において「宅地化農地所  
有者」という。」を加え、同条第十五項の表を次  
のよう改める。

「項」を「本条」に改め、「その者」の下に「(その相続人を含む。以下本条において「宅地化農地所」という。)」を加え、同条第十五項の表をのように改める。

		平成六年度に	市街化区域設定年度の翌々年度に
第四項	平成六年一月三十一日	市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十日	月三十日
第五項	平成四年四月一日	市街化区域設定年度の初日	
第六項	平成六年一月三十一日	同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十日	
第七項	平成六年三月三十一日	市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十日	月三十日
第八項	平成四年度分	市街化区域設定年度分	
	平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分	
	平成六年四月一日	市街化区域設定年度の翌々年度の初日	
	平成八年三月三十一日	同年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十日	
	平成四年度分	市街化区域設定年度分	
	平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分	
	平成六年度分	市街化区域設定年度の翌々年度分	
	平成七年度分	市街化区域設定年度の翌々年度分	
	平成八年度分	市街化区域設定年度の翌年度分	
	平成九年度分	市街化区域設定年度の翌年度分	
第十二項	平成四年度分	市街化区域設定年度分	
第十六項	平成五年度まで	市街化区域設定年度の翌年度分	
	平成六年度分	市街化区域設定年度の翌年度まで	
	平成四年度	市街化区域設定年度の翌年度分	
	平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分	
	平成七年度分	市街化区域設定年度の翌年度分	
第十七項	平成六年度まで	市街化区域設定年度の翌年度まで	
	平成七年度分	市街化区域設定年度の翌年度まで	
	平成六年一月一日	市街化区域設定年度の翌々年度まで	

第十八項	平成六年度分	市街化区域設定年度の翌々年度分
	平成五年度	市街化区域設定年度の翌年度
平成七年度	同年度の翌々年度	附則第二十九条の五に規定する市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度

附則第一十九条の五第五十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第五項又は第十一項」を「第三項、第七項、第八項、第十六項又は第十七項」とし、「第五項の」を「第七項又は第八項の」に、「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「前項」を「前二項」に、「又は平成六年度」を「から平成七年度まで」に、「同項の」を「同項の規定の」に、「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「受けた者」を「受けた宅地化農地所有者」に改め、「平成六年度分」の下に「及び平成七年度分」を加え、「土地の」を「土地に係る」に改め、「十分の九」の下に「(平成七年度分については、三分の二)」を加え、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 市町村は、平成六年度までに第三項の確認を受けた土地に対して同項の納稅義務の免除を受けた宅地化農地所有者に課する固定資産税又は都市計画税については、平成七年度分(平成六年一月一日から同年三月三十一日までの間に当該確認を受けたとき)にあっては、平成六年度分及び平成七年度分)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該確認に係る土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二に相当する額を当該確認に係る土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第二十九条の五第十一項中「第三項」を「第五項」と、「第六項」を「第九項」に改め、同項

同項を同条第十五項とし、同条第十項中「前二項」を「前二項」に、「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第三項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納稅義務者の中請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二（平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税又は都市計画税については、十分の九）に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

附則第二十九条の五第七項中「第五項の」を「第七項又は第八項の」に、「第五項後段」を「第七項後段又は第八項後段」に改め、「第一項」の下に「（第三項の認定をした場合にあつては、同項）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、「第一項」の下に「（第三項の認定をした場合にあつては、同項）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「当該各年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 市町村長は、第三項の認定をした場合は、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間、当該認定に係る宅地化農地に係る平成四年度分及び平成五年度分の固定資

産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額並びに平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれを三分の二に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

附則第二十九条の五第四項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「当該土地の所有者」を「当該宅地化農地所有者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「者は」を「宅地化農地所有者は」に、「間に」を「間に、第三項の確認を受けようとする宅地化農地所有者は同年一月一日から平成八年一月三十一日までの間に、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村は、平成五年十二月三十一日までの間に宅地化農地について第一項に規定する計画策定等がなされないことについて、宅地化農地所有者の申請に基づきやむを得ない理由があると市町村長が認定するときに限り、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に当該宅地化農地について計画策定等がなされたことにつき市町村長の確認を受けた場合には、平成四年度分及び平成五年度分の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額並びに平成六年度分及び平成七年度分(平成六年度に当該確認を受けたときにつきは、平成六年度分)の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二に相当する額(平成六年一月一日から同年三月三十一日までの間に当該確認を受けたときにつきは、平成四年度分及び平成五

4 年度分の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額)に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

前項の認定を受けようとする者は、平成六年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申請しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

附則第二十九条の六第一項中「平成四年度」を「平成六年度」に改め、同条第二項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同条第四項を削る。

附則第三十条の二第一項中「平成三年度分及び平成四年度分」を「平成五年度分及び平成六年度分」に改める。

附則第三十一条の二第六項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改める。

附則第三十二条の五第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「取得又は」を「取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるものの取得又は」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「及び次項」を、第六項及び第七項に、「の取得」を「の取得(当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を自動車から排出される空素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六項において「特別措置法」という)」第六条第一項に規定する特定地域(第六項において「特定地域」という)において「特定地域内での取得」という)を除く。」、「同条」を、道路運送車両法第四十一

条」に、「平成四年四月一日」を「政令で定める日」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「平成五年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 特別措置法第十一条第一項の規定により平成五年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた特定自動車排出基準（以下本項において「特定自動車排出基準」という。）に適合する自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるもの（以下本項において「特定自動車排出基準適合車」という。）の取得（特定地域内での取得に限る。）に対しても課する自動車取得税の税率は、特定自動車排出基準に適合しない自動車のうち同条の規定により昭和五十四年一月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるもの（政令で定める日において現に特定地域内に主たる定置場を置いて当該自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き特定地域内に主たる定置場を置いて使用する場合における当該自動車に限る。）につき特別措置法第十一条第一項に規定する自動車の種別及び車齢に応じ政令で定める日前（自治省令で定める期間内に限る。）に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして特定自動車排出基準適合車を取得した場合（自治省令で定める場合に限る。）には、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたとき限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかるわらず、当該取得について本項の

規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 政令で定める日から平成七年三月三十一日まで 百分の二・三

二 平成七年四月一日から平成九年三月三十日まで 百分の一・九

三 平成九年四月一日から平成十一年三月三十日まで 百分の一・五

四 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十日まで 百分の一・二

七 道路運送車両法第四十一条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第四項又は前項の規定がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成五年四月一日から平成六年九月三十日まで 百分の一

二 平成六年十月一日から平成七年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の二中「平成五年三月三十日」を「平成五年十一月三十日」に、「軽油の販売」を「燃料炭化水素油の販売」と、「燃料炭化水素油」を「軽油若しくは燃料炭化水素油」に改め、同条に次の二項を加える。

一 平成五年十二月一日から平成十年三月三十日までの間に第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項

の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第七百条の四項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徵収義務者が第七百条の三第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第七百条の七の規定にかかるわらず、一千ロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第三十二条の三第二項中「平成五年四月一日」を「平成七年四月一日」に、「平成五年分」を「平成七年分」に改め、同条第三項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第四項中「第十一項」を「第十一項」に改め、「及び従業者給与総額」を削り、「平成五年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「事業所税」の下に「のうち資産割」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「中小企業技術開発促進臨時措置法」の下に「昭和六十一年法律第五十五号」を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、「保有ものの新築又は増築」の下に「(第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築を)」を下に「(同条第二項に規定する新增設に係る事業所税を)」。以下次条までにおいて同じ。」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「平成五年三月三十日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年」を「八年」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次条第四項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「次条第七項及び第二十項」を「次条第六項及

び第十八項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「次条第八項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十项を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「次条第十一項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「次条第十一項」を「次条第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項の表第七百一一条の三十二第二項の項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十七項に改め、同表第七百一一条の四十一項を「第十七項」に改め、同表第七百一一条の四十一項の第一項及び第二項の項の中欄中「新增設」を同条「新增設」に改め、同項の下欄中「新增設」を「第七百一一条の三十四(新增設)」「第十八項」を「第十七項」に改め、同表第七百一一条の四十三第一項の項中「又は附則第三十二条の三第四項」を削り、同表第七百一一条の四十三第三項の項及び第七百三項から第五項までの項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同表第七百一一条の四十三第一項の項中「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とする。附則第三十二条の三の二第一項を削り、同条第二項中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、「事業所等に係る事業所床面積」の下に「(第七百一一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第一項若しくは第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第十項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十一項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前条第十三項」を「前条第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「前条第十四項」

規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 政令で定める日から平成七年三月三十一日まで 百分の二・三

二 平成七年四月一日から平成九年三月三十日まで 百分の一・九

三 平成九年四月一日から平成十一年三月三十日まで 百分の一・五

四 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十日まで 百分の一・二

成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかるわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成五年四月一日から平成六年九月三十日まで 百分の一

二 平成六年十月一日から平成七年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の二中「平成五年三月三十一日」を「平成五年十一月三十日」に、「軽油の販売」を「燃料炭化水素油の販売」とし、「燃料炭化水素油」を「軽油若しくは燃料炭化水素油」に改め、同条に次の二項を加える。

二 平成五年十二月一日から平成十年三月三十日までの間に第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項

の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第七百条の四項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徵収義務者が第七百条の三第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第七百条の七の規定にかかるわらず、一千ロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第三十二条の三第二項中「平成五年四月一日」を「平成七年四月一日」に、「平成五年分」を「平成七年分」に改め、同条第三項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第四項中「第十一項」を「第十一項」に改め、「及び従業者給与総額」を削り、「平成五年三月三十日」を「平成六年三月三十日」に改め、「事業所税」の下に「のうち資産割」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「中小企業技術開発促進臨時措置法」の下に「昭和六十一年法律第五十五号」を加え、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、「保有ものの新築又は増築」の下に「(第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築を)いう。以下次条までにおいて同じ。」を「事業所税」の下に「(同条第二項に規定する新增設に係る事業所税を)いう。以下次条までにおいて同じ。」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「平成五年三月三十日」を「平成七年三月三十一日」に、「五年を」を「八年を」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次条第四項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「次条第七項及び第二十項」を「次条第六項及

び第十八項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「次条第八項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十项を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「次条第十一項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「次条第十一項」を「次条第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項の表第七百一一条の三十二第二項の項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十七項に改め、同表第七百一一条の四十一項を「第十七項」に改め、同表第七百一一条の四十一項の第一項及び第二項の項の中欄中「新增設」を同条「新增設」に改め、同項の下欄中「新增設」を「第七百一一条の三十四(新增設)」「第十八項」を「第十七項」に改め、同表第七百一一条の四十三第一項の項中「又は附則第三十二条の三第四項」を削り、同表第七百一一条の四十三第三項の項及び第七百三項から第五項までの項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同表第七百一一条の四十三第一項の項中「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とする。附則第三十二条の三の二第一項を削り、同条第二項中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、「事業所等に係る事業所床面積」の下に「(第七百一一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第一項若しくは第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第九項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第十項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十一項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前条第十三項」を「前条第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「前条第十四項」





平成五年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

(軽自動車税に関する経過措置)  
**第十一条** 新法附則第三十条の二第一項の規定は、平成五年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成四年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

**第十二条** 旧法第五百八十六条第二項第十三号の二に規定する土地に係る平成七年度分までの土地に対し課する特別土地保有税及び平成七九年五月五日までにされる同号に規定する土地の取扱に対する課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則第二十九条の二 第一項	六第一項	附則第二十九条の二 第一項	五第十九項
第四、第一 二十七 条の二 三附則 第二十九 条の二 一附則 第二十九 条の二	附則第 二十七 条	三 （附則第 二十九 条の二 三）	書 第三項た だし
地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第一号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十九条の三、第一項ただし書	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第一号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十九条の三、第一項ただし書	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第一号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十九条の三、第一項ただし書	地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第一号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十九条の三、第一項ただし書
（地 方 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 九 条 第 二 項 に お い て な お 効 力 を 有 す る も の と し て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 法 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 附 則 第 二 十九 条 の 三 、 第一 項 た だ し 書 ）	（地 方 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 九 条 第 二 項 に お い て な お 効 力 を 有 す る も の と し て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 法 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 附 則 第 二 十九 条 の 三 、 第一 項 た だ し 書 ）	（地 方 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 九 条 第 二 項 に お い て な お 効 力 を 有 す る も の と し て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 法 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 附 則 第 二 十九 条 の 三 、 第一 項 た だ し 書 ）	（地 方 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 九 条 第 二 項 に お い て な お 効 力 を 有 す る も の と し て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 法 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 附 則 第 二 十九 条 の 三 、 第一 項 た だ し 書 ）

（自動車取得税に関する経過措置）

第十二条 新法附則第三十二条第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

旧法附則第三十二条第四項に規定する昭和六十三年規制適合車等の取得（当該取得が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた場合又は同項の昭和五十四年四月一日以降に

該自動車に代わるものとして同日以後に同項に規定する昭和六十三年規制適合車等を取得した場合に限り、当該取得が新法附則第三十二条第四項の規定の適用を受ける場合を除く。)に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前の旧法附則第三十二条第五項及び第六項に規定する自動車の取得に対する課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間に行われた新法附則第三十二条第七項に規定する自動車の取得に対する課すべき自動車取得税に係る同項の規定の適用については、同項中「第四項又は前項」とあるのは、「第四項」とする。

#### (軽油引取税に関する経過措置)

第十三条 新法の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七百条の三第三項の燃料炭化水素油の販売及び同条第四項の軽油又は燃料炭化水素油の販売に対する課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に行われた旧法第七百条の三第三項の軽油の販売及び同条第四項の燃料炭化水素油の販売に対する課する軽油引取税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りと、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量(第二号の場合において、当該軽油が同条第四項の製造された軽油であって当該軽油を所有する石油製品販売業者(同項に規定する石油製品販売業者をいう。以下この条において同じ。)により製造されたものであるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証

に記載された軽油の数量とする。)を課税標準として、当該各号に定める者の当該引渡し等に直接関係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあっては、住所。第五項において同じ。)所在の道府県において、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三十二条の二第二項の規定にかかるべき事業者から新法附則第三十二条の二第一項に規定する税率(以下この項及び次項において「旧税率」という。)によって軽油引取税を課された、又は課されるべきであった軽油の譲渡を受け、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(第三号において「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等

一 平成五年十二月一日前において特約業者若しくは元売業者以外の者(以下この項において「販売業者等」という。)が特約業者又は元売業者から新法附則第三十二条の二第一項に規定する税率(以下この項及び次項において「旧税率」という。)によって軽油引取税を課された、又は課されるべきであった軽油の譲渡を受け、同日以後において特約業者又は元売業者から新法附則第三十二条の二第一項に規定する税率(以下この項及び次項において「旧税率」という。)によって軽油引取税を課された、又は課されるべきであった軽油(前項第一号から第三号までの規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油を除く。)が含まれているときに課する軽油引取税については、同条第三項及び第四項中「炭化水素油の数量」とあるのは、「炭化水素油の数量(附則第三十二条の二第一項に規定する税率によつて軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油にあつては、当該軽油に相当する部分の数量)に○・七五八を乗じて得た数量)とする。

2 平成五年十二月一日以降に新法第七百条の三第三項の燃料炭化水素油の販売又は同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売が行われた場合において、当該軽油又は燃料炭化水素油に旧税率によつて軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油(前項第一号から第三号までの規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油を除く。)が含まれているときに課する軽油引取税については、同条第三項及び第四項中「炭化水素油の数量」とあるのは、「炭化水素油の数量(附則第三十二条の二第一項に規定する税率によつて軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油にあつては、当該軽油に相当する部分の数量)に○・七五八を乗じて得た数量)とする。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、同一の石油製品販売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

4 第一項第一号から第三号までの規定により軽油引取税を課する場合には、新法第七百条の五第二号の規定は、適用しない。

5 第一項第二号から第四号までの場合における

(事業所税に関する経過措置)

第六条 新法の規定中事業に係る事業所税(新

法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に

係る事業所税をいう。以下この項において同

じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事

二 平成五年十一月一日前において特約業者又は元売業者が旧税率によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであった軽油の譲渡を受け、同日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

3 第一項第三号及び第四号の規定は、同一の石油製品販売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

4 第一項第一号から第三号までの規定により軽油引取税を課する場合には、新法第七百条の五第二号の規定は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は石油製品販売業者は、平成五年十二月一日(同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をし使用者から免税証の提出を受けて免税軽油を

た日)から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、同号の譲渡、同項

第二項の規定は、適用しない。

5 第一項第二号から第四号までの場合における

(事業所税に関する経過措置)

第六条 新法の規定中事業に係る事業所税(新

法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に

係る事業所税をいう。以下この項において同

じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事

官 報 (号 外)

事業年度分の法人の事業及び平成五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対する課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成五年前の年分の個人の事業及び平成五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対する課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

新法の規定中新增設に係る事業所税（新法第百二十三条第二項に規定する新增設に係

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置)  
第十八条 新法附則第三十四条の二第二項、第四項及び第六項の規定は、所得割の納稅義務者が施行日以後に行う同条第一項に規定する確定保良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納稅義務者が施行日前に行った旧法附則第三十四条の二第二項に規定す

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十四条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
附則第十二条第一項中「課する」の下に「平成四年度分及び平成五年度分の」を加え、同条第二項中「平成三年度」を「平成四年度分及び平成五年度分の」に改める。

る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に  
関する部分は、施行日以後に行われる事業所  
用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号)  
に規定する事業所用家屋をいう。以下この項に  
おいて同じ。)の新築又は増築に対し課すべき  
新增設に係る事業所税について適用し、施行日  
前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対  
して課する新增設に係る事業所税については、  
なお從前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十六条 次項に定めるものを除き、新法の規定  
中都市計画税に関する部分は、平成五年度以後  
の年度分の都市計画税について適用し、平成四  
年度分までの都市計画税については、なお從前  
の例による。

る確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。  
**(罰則に関する経過措置)**  
第十九条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)**  
第二十条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成五年度分の地方道路譲与税から適用し、平成四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

三項において読み替えて適用される地方税法附則第十九条の四、「附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額」とあるのは「附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額(当該市街化区域農地のうち、地方税法附則等の一部を改正する法律附則第九条第三項において読み替えて適用される地方税法附則第十九条の四第一項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお努力をするものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、平成六年度の固定資産税の評価替えにおける土地の評価の適正化等に伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を講ずるとともに、個人住民税所得割の非課税限度額の引上げ、個人事業税の事業主控除額の引上げ、軽油引取税の税率の引上げ等を行なうこととし、あわせて、地方道路譲与税の都道府県に対する譲与割合を引き下げるほか、国有資産等所在市町村交付金等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新法第七百二十二条の三、附則第十七条、第十七条の二第二項、第二十五条、第二十五条の二、第二十七条、第二十七条の二並びに第二十九条の六第一項及び第二項の規定は、平成六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十七条 新法第七百三十三条の四第十七項の規定

平成五年度分の地方道路譲与税に限り、第一条の規定による改正後の地方道路譲与税法第一條第一項中「百分の四十三」とあるのは「百分の六十二」と、同法第三条第一項中「百分の五十七」とあるのは「百分の三十八」と、同法第四条第一項中「百分の四十三」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の三十八」とする。  
(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

表の下欄に掲げる率で除して得た額」とする。  
（政令への委任）

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(一) 道府県民税及び市町村民税

は、平成五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**第二十一条** 次項に定めるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法(次項において「新交付金法」という。)第四条

**附則第三条第二項中「平成五年」を「平成六年」に改め、同条第六項中「平成五年三月三十日」を「平成六年三月三十日」に改める。**

(1) 所得割の非課税限度額算定の加算額を二十五万円(現行十九万円)に引き上げること。

- (2) 個人事業税の事業主控除額を「百七十五円(現行二百四十万円)に引き上げること。

(3) 新開業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置の適用期限を一年度間延長すること。

(4) 自動車税及び自動車取得税

(5) ディーゼルトラック・バスに係る自動車税及び自動車取得税の税率の軽減措置について、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)の特定地域内では適用しないものとすること。

(6) 天然ガス自動車に係る自動車税の税率について、電気自動車に係る税率の軽減措置と同様の特例措置(平成五年度分及び平成六年度分に限る。)を講じるとともに、自動車取得税の税率を現行税率から二%軽減する特例措置(二年間に限る。)を創設すること。

(7) 特別措置法に規定する特定自動車排出基準に適合する一定の自動車の特定地域内での取得に係る自動車取得税の税率について、その取得の時期に応じて現行税率から二・三%へ・二%軽減する特例措置を創設すること。

(5) 自家用自動車(軽自動車を除く。)の取得に係る自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成十年三月三十一日まで延長すること。

(7) 特例適用前上昇率が一・八を超える  
四以下の宅地評価土地については、  
課税標準をその価格の四分の三の額  
とすること。

(8) 特例適用前上昇率が四を超えて、  
七・五以下の宅地評価土地については、  
は、課税標準をその価格の三分の二  
の額とすること。

(9) 特例適用前上昇率が七・五を超えて、

用途の区分	上昇率の区分	負担調整率
住宅用地	一・八倍以下のもの 二・八倍を超えて、二・四倍以下のもの 三・四倍を超えて、三倍以下のもの 五・五倍を超えて、五倍以下のもの 五倍を超えるもの	一・〇五 一・〇七五 一・一 一・一五 一・二
非住宅用地	一・八倍以下のもの 二・八倍を超えて、二・四倍以下のもの 三・四倍を超えて、三倍以下のもの 五・五倍を超えて、五倍以下のもの 五倍を超えるもの	一・〇五 一・〇七五 一・一 一・一五 一・二
九倍を超えるもの	一・八倍以下のもの 二・八倍を超えて、二・四倍以下のもの 三・四倍を超えて、三倍以下のもの 五・五倍を超えて、五倍以下のもの 五倍を超えるもの	一・〇五 一・〇七五 一・一 一・一五 一・二

平成六年度の固定資産税の評価替えに  
おける土地評価の適正化等に伴う税負担  
について、次の調整措置を講ずること。  
ア 住宅用地に係る固定資産税の課税標  
準の特例措置の拡充  
「一般住宅用地については、課税標準  
をその価格の三分の一（現行二分の一）  
の額とするとともに、小規模住宅用地  
については、課税標準をその価格の六  
分の一（現行四分の一）の額とするこ  
と。  
イ 住宅用地に係る都市計画税の課税標  
準の特例措置の創設  
一般住宅用地については、課税標準  
をその価格の三分の二の額とするとと  
もに、小規模住宅用地については、課  
税標準をその価格の三分の一の額とす  
ること。  
ウ 宅地評価土地に係る固定資産税及び  
都市計画税の課税標準の特例措置（平  
成六年度から平成八年度までに限る。）

(2) オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担について、一般住宅用地と同様の調整措置を講ずること。

三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置について、宅地化のための計画策定等の期限を延長するとともに、軽減措置を拡充すること。

(五) 特別土地保有税  
三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置の適用期限を一年延長するこ  
と。  
(六) 軽油引取税  
税率の特例措置の適用期限を平成五年十一月三十日まで延長し、平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間に行われる軽油の引取り等に係る税率を一キロ

リットルにつき三万二千百円（現行二万四千三百円）に引き上げること。

(4) 国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額を五十万円（現行四十六万円）に引き上げること。

(5) 非課税等特別措置の整理合理化等

中小企業技術開発促進臨時措置法による技術開発事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置等を廃止すると別土地保有税の非課税措置等を廃止すると

(現行)

都道府県	百分の六十四
市町村	百分の三十六

3 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

固定資産税の土地評価の適正化等に伴う税負担の調整措置に伴い、規定を整備すること。

4 その他

(1) その他所要の改正を行うこと。

〔1〕 1の〔1〕の〔2〕及び〔4〕の〔1〕並びに〔3〕の改正は平成六年四月一日から、1の〔3〕の〔1〕及び〔3〕の〔2〕の改正は平成五年四月一日から、その他の改正は平成五年四月一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正等により、平成五年度において四百九十一億円（平年度二千六百三十四億円）の増収が見込まれる。

二 諸案の可決理由  
最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図らうとする本案

とともに、国際電信電話株式会社が取得する

国際放送用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等について縮減合理化を行うほか、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税等の非課税措置等の適用期限を延長すること。

地方道路譲与税法に関する事項  
地方道路税の税率の改正に伴い、地方道路譲与税の都道府県及び市町村の譲与割合を次のように変更すること。

2

(平成五年度)	(平成六年度)
百分の六十二	百分の四十三
百分の三十八	百分の五十七

3 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

固定資産税の土地評価の適正化等に伴う税負担の調整措置に伴い、規定を整備すること。

4 その他

(1) その他所要の改正を行うこと。

〔1〕 1の〔1〕の〔2〕及び〔4〕の〔1〕並びに〔3〕の改正は平成六年四月一日から、1の〔3〕の〔1〕及び〔3〕の〔2〕の改正は平成五年四月一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正等により、平成五年度において四百九十一億円（平年度二千六百三十四億円）の増収が見込まれる。

二 諸案の可決理由  
最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図らうとする本案

てその実現に努めるべきである。

一 固定資産税の評価替えに当たっては、特に小規模住宅地所有者、年金生活者、中小企業者、賃貸住宅居住者等の急激な負担増とならないよう十分配慮するとともに、今後の地価動向に留意しつつ、必要に応じ、固定資産税に係る評価替えの趣旨及び税負担の軽減措置について、あらかじめ広く国民の理解を得ること。

二 固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自家財源としての市町村税の基幹税目であることとを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。なお、地価公示制度についてもその適正化の推進に努めること。

三 地方道路財源の拡充に今後も努めること。  
また、固定資産税の評価替えに伴い予想される地方団体の課税事務の増加にかんがみ、その円滑な執行のために、必要な措置を講じること。

四 地方税は地方団体の重要な自家財源であることにかんがみ、国と地方の機能分担に応じた税源配分の見直しを検討するとともに、地方団体がその役割の増大に的確に対処し、地域の実情に則した行政運営が行えるよう、地方税源の拡充に引き続き段階的努力を行うこと。また、住民負担に配慮しつつ課税自主権の強化に努める

七 自動車に種々の税が課税されている現状にかかる点が、その在り方に幅広く検討すること。

八 事業税の分割基準の見直しを行うとともに、法人事業税における外形標準課税の導入を積極的に検討すること。また、個人住民税について

は、住民負担の適正・合理化を図るために、地方財政の状況を踏まえつつ、国民生活水準の動向、中低所得者の税負担感に十分配慮すること。

九 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
〔別紙〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
〔別紙〕

理化等の見直しを推進すること。特に事業税の社会保険診療報酬に対する非課税措置について

は、所得課税との均衡を図るとともに、いわゆるマスク等七業種に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置についてはその撤廃を検討すること。また、利子課税・株式譲渡益課税について

は、課税の公正の観点から、総合課税への移行を展望し、適切な見直しを推進すること。  
六 事業税の分割基準の見直しを行つとともに、法人事業税における外形標準課税の導入を積極的に検討すること。また、個人住民税について

は、住民負担の適正・合理化を図るために、地方財政の状況を踏まえつつ、国民生活水準の動向、中低所得者の税負担感に十分配慮すること。

七 自動車に種々の税が課税されている現状にかかる点が、その在り方に幅広く検討すること。

八 事業税の分割基準の見直しを行つとともに、法人事業税における外形標準課税の導入を積極的に検討すること。また、個人住民税について

は、住民負担の適正・合理化を図るために、地方財政の状況を踏まえつつ、国民生活水準の動向、中低所得者の税負担感に十分配慮すること。

九 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
〔別紙〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
〔別紙〕

第一条中「二万三千四百七十七人」を「二万三千五百人」に改める。

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

### 附 則

#### 理 由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、当事務官の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

##### 議案の目的及び要旨

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

##### 1 判事補の員数を七人増加すること。

##### 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加すること。

#### 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認める。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

#### 三 本案施行に要する経費

平成五年度裁判所関係予算に、一億三千二百九十二万円が計上されている。右報告する。

平成五年三月二十五日

法務委員長 浜野 剛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

### 附 則

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。

#### 国会に提出する。

平成五年二月九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

国民健康保険法の一部を改正する法律案

#### 理 由

国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び一般被保険者の負担の公平等を図るため、平成五年度及び平成六年度における措置として、市町村が国民健康保険の財政の安定化等に資するよう行う

國及び地方公共団体の負担による国民健康保険の国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の

変更について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民健康保険の財政の安定化等に資するよう行う國及び地方公共団体の負担による国民健康保険の

変更について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### (内閣提出)に関する報告書

##### 議案の目的及び要旨

本案は、国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び一般被保険者の負担の公平等を図るた

め、平成五年度及び平成六年度における措置とし

て、市町村が国民健康保険の財政の安定化等に資

するよう行う国民健康保険特別会計への繰入れ並びに国民健康保険財政の基盤安定化に係る國

の負担の変更の措置を講じることは時宜に適す

るものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費

平成五年度一般会計予算(厚生省所管)において、国民健康保険の国庫負担の改正により定額負担として百億円が計上されており、これに伴う支出減は四百六十億円の見込みである。右報告する。

平成五年三月二十五日

厚生委員長 浦野 然興

1 市町村は、国民健康保険の財政の安定化等に資するため、平成五年度及び平成六年度に

おいて、一般会計から、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が受けける影響を勘案して算定した額を国民健康保険特別会計に繰り入れることができることとする。

2 平成五年度及び平成六年度において、国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の

財政の基盤の安定のための措置に係る國の負担額を、政令で定める基準により算定した額に改めること。

3 この法律は、平成五年四月一日から施行すること。

4 所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

平成五年度及び平成六年度における措置として、市町村が国民健康保険財政の安定化等に資するよう行う国民健康保険特別会計への繰入れ並びに国民健康保険財政の基盤安定化に係る國の負担の変更の措置を講じることは時宜に適すものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年度一般会計予算(厚生省所管)において、国民健康保険の国庫負担の改正により定額負担として百億円が計上されており、これに伴う支出減は四百六十億円の見込みである。右報告する。

平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

官報(号外)

〔別紙〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な処置を講すべきである。

一 今回の措置によって、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の地方財政措置を遺漏なく講じること。

二 今回の制度改正が二年間の暫定措置であることにかんがみ、構造的問題を抱える国民健康保険制度の長期的安定を図るため、国と地方の役割の在り方を含め、国民健康保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

三 地域保険としての国保の特性にかんがみ、市町村における保健・医療・福祉の総合的推進を図る観点から、ゴールドプランの積極的支援等保健施設事業の充実強化に努めること。

四 引続き保険料負担の平準化に努めるとともに、地域の実情に応じた医療費適正化対策等を総合的に推進し、医療費の地域間格差の是正に努めること。

五 高齢化の進展や国民の保健医療ニーズの高度化・多様化の状況等を踏まえ、医療保険制度全体の見直しを行うとともに、給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進める」と。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設措置に関する法律の一部を改正する法律案

平成五年一月二十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

る臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十八年三月三十一日」を

「平成十年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、平成九年度末までの間、引き続き、農林漁業金融公庫等が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができるとする必要がある。これ

〔別紙〕

農林水産委員長 平沼 起夫  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事

情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する法律案

しかしながら最近、水産加工業を取り巻く状況をみると、国際的な漁業規制の強化等により水産加工品の原材料の供給事情はさらに悪化し、ま

た、水産加工品の輸入は引き続き増加する傾向にあり、一段と厳しいものがある。

よって政府は、本法の施行に当たり左記事項に十分配意し、遺憾なきを期すべきである。

記

一 水産加工施設資金については、今後とも、漁業生産及び加工利用の実情等に即し、適宜、貸付対象魚種及び貸付対象地域を見直す等制度運用の改善に努めるとともに、本資金と水産加工業改善促進資金との有機的な活用を図ること。

また、漁業との関連性に配慮した水産加工業者の体質強化等のための金融制度の確立について検討すること。

二 加工原料魚の安定確保を図るために、強力な漁業外交を展開するとともに、近海資源の一層の有効利用を図る等さらに努力を重ねること。特に、マイワシ及びアカイカの漁獲量の急激な減少に対処し、関係水産加工業者等が安定的に経営を推進できるよう努めること。

また、水産加工業における労働力不足に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

水産加工業は、漁獲物の最大の販路として漁業生産活動を支え、消費者の嗜好にあった食品を安定供給し、さらには、雇用機会の提供等を通じて漁村地域の活性化に資するなど多様な役割を果たしている。

三 水産加工品をはじめ、水産物の秩序ある輸入に努めるとともに、輸入水産物の安定供給、安全性の確保に万全を期すること。特に、ウルグアイ・ラウンドにおける水産物交渉に当たっては、現行の国境措置の枠組みを維持し、我が国

漁業経営に影響が生ずることのないよう遺憾なきを期すること。

四 水産加工業経営の零細性にかんがみ、その特性を活かしつつ、経営構造の改善、組織化・共同化を促進し、経営基盤の強化を図ること。併せて、水産加工業協同組合系統組織の育成・強化に努めること。

五 水産物消費の現状にかんがみ、消費者のニーズに即応した新製品の研究・開発を促進する等水産物の一層の消費拡大に努めること。右決議する。

### エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

右  
国会に提出する。

平成五年一月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

エネルギー需給構造高度化のための関係法

律の整備に関する法律

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一  
部改正)

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

日次中「第一章 総則(第一条・第二条)」を「第一章 総則(第一条・第二条)」、「第三章 第二十二条」を「第三章 第二十二条」、「第四章 機械器具に係る措置(第十一条)」を「第四章 機械器具に係る措置(第十七条)」、「第二十一條」を「第四章 機械器具に係る措置(第十九条)」、「新エネ

ルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの

使用の合理化の業務(第二十一条の二・第二十

一条の三)」に改める。

第一条中「燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、」を「内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた」に改め、「措置」の下に「その他 エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置」を加える。

第二章の章名、同章第一節の節名及び第三条を削る。

第二条の次に次の二章を加える。

### 第一章の二 基本方針等

(基本方針)

第三条 通商産業大臣は、工場又は事業場(以下単に「工場」という。)、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講すべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使

用の合理化の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化に

関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣

議の決定を経なければならない。

4 通商産業大臣は、基本方針を定めようとす

るときは、あらかじめ、建築物の建築及び維持保全に係る部分については建設大臣に、エ

ネルギーの消費量との対比における自動車の性能に係る部分については運輸大臣に協議しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に適用する。

(エネルギー使用者の努力)

第三条の二 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

第四条第一項中「前条各号に掲げる事項に該する事業者」を「次に掲げる事項及びエネルギーの使用の合理化の目標に該する工場においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 燃料の燃焼の合理化

二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

三 放射、伝導等による熱の損失の防止

四 廉熱の回収利用

五 热の動力等への変換の合理化

六 抵抗等による電気の損失の防止

七 電気の動力、熱等への変換の合理化

第四条の前に次の章名及び節名を付する。

### 第二章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置

る。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「熱管理指定工場」といふ。)」を「熱管理指定工場又は電気管理指定工場」という。又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場として指

定された工場(以下「電気管理指定工場」といふ。)」を「熱管理指定工場又は電気管理指定工場」という。又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場として指

第七条第一項中「熱管理指定工場及び電気管理指定工場(以下「エネルギー管理指定工場」という。)」を「エネルギー管理指定工場」に改める。

同条中「エネルギー管理指定工場に帳簿を備え」を「毎年」に改め、「燃料等の使用の状況」の下に「(燃料等の使用の効率に係る事項を含む。)」を、「電気の使用の状況」の下に「(電気の使用の効率に係る事項を含む。)」を加え、「記録し」を「、通商産業省令で定める事項を主務大臣に報告し」に改める。

第十二条の見出しを「(合理化計画に係る指示及び命令)」に改め、同条第一項中「関し必要な措置を講すべき旨の勧告をする」を「関する計画(以下「合理化計画」という。)を作成し、これを提出すべき旨の指示をする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「確実」を適切に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条中「建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止(空気調和設備を有する建築物にあつては、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備に係るエネル

ギーの効率的利用。以下同じ。)」のための」を「基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

二 建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下「空気調和設備等」という。)に係るエネルギーの効率的利用のための措置

第十四条中「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための」を「前条各号に掲げる」に改める。

第十五条第一項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、「第十三条に規定する」を「第十三条各号に掲げる」に改め、同条第二項中「第十三条に規定する」を「第十三各号に掲げる」に、「建築物」を「住宅」に改め、「防止」の下に「及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定建築物に係る指示等)

第十五条の二 建設大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築物の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る

項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

2 建設大臣は、前項に規定する指示を受けた特定建築主が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十六条中「前条第一項」を「第十五条第二項」に改める。

第十七条中「その製造」を「基本方針の定めるところに留意して、その製造」に改める。

第十八条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第五項」に改める。

第十九条中「製造事業者等が製造し」を「製造事業者等であつてその製造又は輸入に係る特定機器の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し」に改める。

第二十一条の見出し中「勧告」を「勧告及び命令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する勧告を

一 エネルギーの使用の合理化のための技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

二 エネルギーの使用の合理化のための技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

三 エネルギーの使用の合理化に関する情報の収集及び提供並びにエネルギーの使用の合理化のための技術に関する指導を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(石油代替エネルギー法の特例)

第二十一条の三 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第十四条第一項中「前条第一項第一号及び第九号」とあるのは「前条第一項第一号及び第九号」とある。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの使用の合理化の業務





使用の合理化のための措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 請案の目的及び要旨

本案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造を図るために、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充等を講じ、関係三法律に所要の改正を加えようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### (1) 基本方針の策定・公表規定の新設

通商産業大臣は、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

##### (2) エネルギー使用者の努力規定の新設

エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(3) 工場に係る措置

(1) 事業者の判断の基準となるべき事項に関する法律の一部改正

エネルギーの使用の合理化の目標を追加する。

#### 技術の導入促進業務、石油代替エネルギー技術の有効性の海外における実証業務等を追加する。

(2) 燃料等又は電気の使用が一定の量を超える工場を設置している特定事業者に対し、その使用の状況についての届出及び定期報告を義務づけるとともに、特定事業者に対するエネルギーの使用の合理化に関する計画に係る指示、命令等について定める。

(3) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

(4) 法律の題名を、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(5) 法律の題名を、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(6) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(7) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(8) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(9) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(10) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(11) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(12) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(13) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(14) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(15) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(16) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(17) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(18) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(19) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(20) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(21) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(22) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(23) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(24) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(25) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(26) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(27) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(28) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

(29) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改める。

三 本案施行に伴う予算措置  
平成五年度石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計中、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に二百億五千六百万円が計上されている。

右報告する。

平成五年三月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄殿  
商工委員長 井上 普方

[別紙]

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、内外におけるエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等に適確に対応し

石油代替エネルギー対策のほか、エネルギーの使用の合理化を促進するための対策等に係る歳出を行う。

〔二〕 対策特別会計の改正  
「石油及び石油代替エネルギー勘定」を

「石油及び石油代替エネルギー勘定」を改め、同勘定において、従来の石油及び

石油代替エネルギー対策のほか、エネル

ギーの使用の合理化を促進するための対策等に係る歳出を行う。

〔三〕 施行期日

この法律は、平成五年四月一日から施行す

る。ただし、エネルギーの使用の合理化に關する法律の一部改正(内に係る部分を除く。)

に係る規定は、公布の日から起算して六月を

超えない範囲内で政令で定める日から施行す

る。

〔四〕 議案の可決理由

本案は、エネルギーをめぐる経済的社会的環

境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー

の使用の合理化のための技術の導入促進業

務等を追加する。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進

に関する法律の一部改正

機構の業務の追加

機構の業務に、石油代替エネルギー関連技

術の導入促進業務、石油代替エネルギー技術の有効性の海外における実証業務等を追加する。

（二）特定機器を可能な限り拡大するとともに、住

宅・中小規模ビルについて、一層の省エネルギー化が促進されるよう指導すること。

（三）特定機器を可能な限り拡大するとともに、住

宅・中小規模ビルについて、一層の省エネルギー

化が促進されるよう指導すること。

（四）物流の効率化の一層の推進等を図り、運輸部

門での省エネルギー努力を助長するよう努めること。

五 「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」における海外協力事業に要する資金の歳出については、それぞれの特別会計の目的に照らし、適切に対応すること。

六 新エネルギー、省エネルギー技術の研究開発を加速的に推進しつつ、新エネルギーの普及促進に積極的に取り組むとともに、分散型電源、未利用エネルギーの活用・普及を図るための環境整備に努めること。

七 発電効率の向上を図るため、リパワリング等を促すとともに、必要な支援措置を講ずること。

八 電力の需要ピーク対策について実効性ある措置を講ずるよう努めるとともに、広域運営が円滑に進展するよう早急に基幹送電網等の整備を図ること。

九 「長期エネルギー需給見通し」について、エネルギー事業者の事業指針としての合理性、現実性を考慮し、可能な限り早急に見直しについて検討すること。

#### エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案

右  
国会に提出する。

平成五年二月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案

2 この法律において「特定物質」とは、次に掲げる

第二条 この法律において「エネルギーの使用的合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化による法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条をいう。

3 事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

四 事業者が行う特定物質の使用の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。以下同じ。)に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるもの

#### 目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 事業者等が行う特定事業活動等の促進

(第四条—第十九条)

第三章 中小企業者及び組合等が行う特定事業活動等の促進(第二十条—第二十五条)

第四章 雜則(第二十六条—第三十一条)

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、事業者等によるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する所要の措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「エネルギーの使用的合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化による法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条をいう。

第三条 事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

四 事業者が行う特定物質の使用の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。以下同じ。)に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるもの

関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第

二条第一項に規定する特定物質

二 包装材料又は容器

三 この法律において「再生資源」とは、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第一項に規定する再生資源をいう。

四 この法律において「特定事業活動」とは、次に掲げるものをいう。

五 政令で定める業種に属する事業者がその利

用を促進するために行う政令で定める再生資源の分別回収(再生資源の利用の促進に関する法律第二条第四項に規定する分別回収をいう。以下同じ。)及び当該再生資源を利用して

製造された製品の市場の開拓

六 政令で定める業種に属する事業者がその利

用を促進するために行う政令で定める再生資源の分別回収(再生資源の利用の促進に関する法律第二条第四項に規定する分別回収をいう。以下同じ。)及び当該再生資源を利用して

製造された製品の市場の開拓

七 事業者が行う再生資源の利用に資する工業製品の製造又は土木建築に関する工事の施工に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

八 この法律において「特定設備」とは、次に掲げるものをいう。

九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設(これと併せて設置される発電用の電気工作物を含む。)のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして通商産業省令で定めるもの

五 この法律において「特定設備」とは、次に掲げるものをいう。

一 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設(これと併せて設置される発電用の電気工作物を含む。)のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして通商産業省令で定めるもの

六 政令で定める業種に属する事業者がその利

用を促進するために行う政令で定める再生資源の分別回収(再生資源の利用の促進に関する法律第二条第四項に規定する分別回収をいう。以下同じ。)及び当該再生資源を利用して

製造された製品の市場の開拓

七 事業者が行う再生資源の利用に資する工業製品の製造又は土木建築に関する工事の施工に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発

八 この法律において「特定設備」とは、次に掲げるものをいう。

九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設(これと併せて設置される発電用の電気工作物を含む。)のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして通商産業省令で定めるもの

一 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)の廃熱が他の工場又は事業場において同じ。の廃熱が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該廃熱の利用に

必要な設備のうち、政令で定めるもの

三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの

## 官報(号外)

四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの

この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサー

（事業者等の努力指針の公表）

第三条 主務大臣は、事業者又は建築物の建築をしようとする者（以下「事業者等」という。）の技術水準その他の事情を勘案し、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針（以下「努力指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、努力指針を改定するものとする。

3 第一項の規定は、前項の規定による努力指針の改定について準用する。

4 主務大臣は、努力指針を定め、又はこれを改定しようとするとときは、あらかじめ、環境庁長官に協議しなければならない。

第二章 事業者等が行う特定事業活動等の促進

（事業計画の承認）

第四条 特定事業活動を行おうとする事業者等は、当該特定事業活動に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出する。事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（共同事業計画の承認）

第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分別回収その他再生資源の利用のために必要な措置又は第二条第二項第一号に掲げる特定物質の使用の合理化のために必要な措置を実施しようとするもの（以下「共同事業者」という。）は、共同して、実施しようとする当該措置（以下「共同事業活動」という。）に関する計画（以下「共同事業計画」という。）を作成し、これを事業所管大臣（当該共同事業者が行う事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）に提出して、その共同事業計画が適切である旨の承認を受けた後、その共同事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 共同事業活動の目標

二 特定事業活動の内容及び実施時期

三 特定事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その共同事業計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が努力指針に照らして適切なものであり、かつ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を阻害するものでないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が特定事業活動を確実に行うために必要かつ適切なものであること。

二 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 共同事業活動の目標

2 共同事業活動の内容及び実施時期

3 共同事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

3 事業所管大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その共同事業計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が努力指針に照らして適切なものであり、かつ、新たな経済的環境に即応した資源の合理的かつ適切な利用を阻害するものないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するため必要かつ適切なものであること。

三 当該共同事業計画に係る共同事業者との間の適正な競争が確保されるること。

4 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

五 当該共同事業計画の実施に参加し、又はその実施から脱退することを不適に制限するものでないこと。

(共同事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の承認を受けた共同事業者（以下「承認共同事業者」という。）は、当該承認に係る共同事業計画を変更しようとするときは、事業所管大臣の承認を受けなければならぬ。

2 事業所管大臣は、前条第一項の承認をした共同事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認共同事業計画」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなったと認めるときは、承認共同事業者に対して、当該承認共同事業計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

4

事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事情の変化に即して第一項に規定する事項について意見述べることができる。

5

事業所管大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る承認共同事業計画が前条第二項に規定する場合に該当することとなるときは、当該承認共同事業計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

6 事業所管大臣は、前条第二項の規定により第一項の規定による送付に係る承認共同事業計画の承認を取り消したときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知するものとする。

（事業所管大臣の援助等）

第七条 事業所管大臣は、第六条第一項の承認（前条第一項の規定による変更の承認を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該承認に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該共同事業計画に定める共同事業活動に係る競争の状況に関する事項、当該共同事業活動が当該競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見述べるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による送

付に係る共同事業計画について意見述べるものとする。

（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）

六条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付

に係る共同事業計画であつて事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認

5 事業所管大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る承認共同事業計画が前条第二項に規定する場合に該当す

ることとなるときは、当該承認共同事業計画に

つき、同項に規定する措置をとるものとする。事業所管大臣は、前条第二項の規定により第一項の規定による送付に係る承認共同事業計画の承認を取り消したときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知するものとする。

（事業所管大臣の援助等）

第九条 事業所管大臣は、承認共同事業者による承認共同事業計画に定める共同事業活動の適確な実施を確保するため、承認共同事業者に対し、必要な情報及び資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 事業所管大臣は、承認共同事業者による承認共同事業計画に定める共同事業活動の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、

又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

三 特定事業活動又は特定設備の設置若しくは改善に関する情報の収集、整理及び提供を行ふこと。

（政府の出資）

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

五 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

六 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

七 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

八 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

九 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十一 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十二 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十五 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十六 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十七 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十八 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

十九 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

二十 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）





第三条の二 第三条の三 第三条の四	当該保証をした 当該債務者	が保険価額の合計額 が特定事業活動等関連保証及びその他の保証ごとに、 それがそれ当該保証をした
一項 二項 三項		第三条の二 第三条の三 第三条の四

2 普通保険の保険関係であつて、特定事業活動等賠償保険に係るものについては中止企業費用

3 普通保険の保険関係であつて、特定事業活動等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の五第一項に規定するエネレギー対策保険の保険関係であつて、

同法第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動を行なうために必要な資金(以下「エネルギー」を使用合理化資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」と、「二億円」とあるのは「八億円(エネルギー)使用合理化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、同条第二項中「一億円」とあるのは「四億円(エネルギー)使用合理化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」とする。

特定事業活動（第二条第四項第二号に掲げるもの）を除く。）を行つたために必要な資金又は中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が同条第五項第三号若しくは第四号に掲げる特定期設備の設置若しくは改善を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有（以下「新株引受け等」と総称する。）を行うこと

**第二十五条** (承認組合等が中小企業承認事業計画) 第二十五条 に定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

エネルギー使用合理化事業活動関連保証（同項）に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者、承認組合等又はその構成員たる中小企業者が中小企業承認事業計画に従つて第二条第四項

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

2 前項の規定による新株引受け等を行う場合における中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、当該新株引受け等は、同法第五条第一項第二号の事業みなす。

2 承認組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法

第一号に掲げる特定事業活動を行うために必要な資金に係るもの)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の五第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「四億円」(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十条第二項の規定により読み替えて準用する同法第五条第二項に規定する中小企業承認事業計画)に従つて

貸付金であつて、承認中小企業者又は承認組合等の構成員たる中小企業者が中小企業承認事業計画に従つて第二条第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業活動を行うために必要な設備に係るもの又は同条第五項第三号若しくは第四号に掲げる特定設備の設置のために必要なものについては、同法第五条本文の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

指導事業」という。)を行わせることができる。

**第二十三条** 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第

2 前項の規定によるエネルギー使用合理化等指  
事基準を三行で易讀するるロハセラ基準去の規

百一號) 第五條第一項各号に掲げる事業のほ

導事業を行なう場合における中小企業指導法の規定の適用については、当該エネルギー使用合理

第四章 雜則

資金の確保

**第二十六条** 国は、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保に努めなければならない。

**(中小企業者及び組合等への配慮)**  
**第二十七条** 通商産業大臣その他の関係大臣及び都道府県知事は、この法律に基づくエネルギー及び特定物質の使用的合理化並びに再生資源の利用に関する施策の実施に当たっては、中小企業者及び組合等に対し適切な配慮をしつつ、これを行うものとする。

**第二十八条** 主務大臣は承認事業者等に対し、事業所管大臣は承認共同事業者に対し、都道府県知事は承認中小企業者又は承認組合等若しくはその構成員に対し、それぞれ、承認事業計画、承認共同事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

**第二十九条** この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

第三条第一項の規定による努力指針の策定及び公表並びに同条第二項の規定による努力指針の改定に関する事項については、政令で定めるところにより、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣及び

二 第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し、第十八条第一項の規定によ

る協議並びに前条の規定による報告の徵収に

る協議並びに前条の規定による報告の徴収に関する事項のうち、第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係るものについては通商産業大臣及び当該事業者又は承認事業者等が行う事業を所管する大臣とし、同項第二号に掲げる特定事業活動に係るものうち、エネ

ルギーの使用の合理化に資する建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に関するものについては通商産業大臣及び建設大臣、その他のものについては建設大臣とし、同項第二

号に掲げる特定事業活動に係るものについて  
は通商産業大臣及び当該技術に係る工業製品  
の製造の事業を所管する大臣とし、同項第四  
号に掲げる特定事業活動に係るものについて

(罰則) 第三十二条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、  
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務  
に關し、前項の違反行為をしたときは、行為  
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項  
の刑を科する。

(施行期日) 附 則

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

（基金の持分の払戻しの禁止の特例）  
第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、  
基金に對し、この法律の施行の日から起算し  
一月を経過した日までの間に限り、その持分  
払戻しを請求することができる。

五条第二項において準用する場合を含む。)又は

共同事業計画の第六条第三項の規定による承認  
行う特定事業活動又は承認共同事業者が当該承  
認共同事業計画に従つて行う共同事業活動の円  
及び承認事業者等が当該承認事業計画に従つて

滑な実施のために必要な施策の実施に当たり、当該承認又は当該施策の実施が廃棄物の適正な処理に関する施策に関連する場合には、厚生大臣と緊密に連絡して行うものとする。

(罰則) 第三十二条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一条第三項第六号の次に次の二号を加え  
る。

## 六の二 産業基盤整備基金に対する出資（五 等の使用の合理化及び再生資源の

ナルギー等の使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第号)第十三条

第一項のエネルギー使用合理化信用資金を充てるものに限る。)

第三条の二第二項第一号中「第一条第三項等  
一号及び第六号」を「第一条第三項第一号、第  
二号

号及び第六号の二に改める。  
（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一都改正）

**第六条 特定商業集積の整備の促進に関する特例**  
措置法の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中「及び輸入の促進及び対投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成年法律第二十二号)第十条第一項に規定する



めぐる最近の諸事情の変化等にかんがみ、資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 事業者等の努力指針の公表

(一) 主務大臣は、事業者又は建築物の建築をしようとする者(以下「事業者等」という。)が行うエネルギー及び特定物質の使用的合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針(以下「努力指針」という。)を定め、これを公表する。

(二) 主務大臣は、努力指針を定め、又はこれを改定しようとするとときは、あらかじめ、環境庁長官に協議しなければならない。

## 2 事業計画の承認

エネルギー及び特定物質の使用的合理化並びに再生資源の利用に関する特定事業活動を行おうとする事業者等は、当該特定事業活動に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

## 3 共同事業計画の承認

二以上の事業者であつて、再生資源の利用又は包装材料等の使用の合理化のための措置を実施するものは、共同事業計画を作成し、これを事業所管大臣に提出して、その共同事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

## 4 共同事業計画の承認に当たっての公正取引委員会との関係

事業所管大臣が共同事業計画の承認をしようとする場合においての公正取引委員会との調整に關し規定する。

## 5 産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務

産業基盤整備基金は、事業者等が承認された事業計画に従つて行う特定事業活動に必要な資金及び事業者が行う特定設備の設置等に必要な資金の借入れに係る債務保証を行はか、日本開発銀行等が行う当該事業活動等に必要な資金の貸付について、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給する等の業務を行う。

## 6 課税の特例

事業者等が承認された事業計画に従つて行う特定事業活動についての課税の特例措置について定める。

## 7 中小企業者及び組合等が行う特定事業活動等の促進

(一) 中小企業者及び組合等は事業計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

(二) 中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例及び中小企業指導法の特例について定める。

(三) 資金の確保、報告の徵収及び罰則、主務大臣等について所要の規定を整備する。

## 9 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成十五年三月三十一日までに廃止するものとする。

(二) 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法、各省設置法等につき所要の改正を行う。

(三) 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法、各省設置法等につき所要の改正を行う。

(四) 本法律は、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するための措置として妥当なものと認め、これ可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

(五) 本案施行に伴う予算措置

平成五年度一般会計予算に十二億円、産業投資特別会計予算に五億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算に二十二億円が計上されている。

平成五年三月二十五日  
商工省貿易 井上 普方  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]  
エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、我が国経済社会をエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用等を促進することの重要性に照らし、

特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 本法の趣旨、内容について広く関係者に周知徹底するとともに、本法の助成対象となる「特定事業活動」及び「特定設備」について、本法の施行状況、関連技術の進展状況、関連設備の開発動向等を勘案し、必要に応じその対象の拡大、助成措置の充実・強化を図るよう努めること。

二 承認基準の策定・公表に当たっては、多様な事業実態に十分配慮し、事業者が特定事業活動を計画するための判断基準とするに十分明確かつ具体的なものとし、特に中小企業者の利用意欲を失わせることのないよう留意すること。

三 再生資源の利用の促進を図るため、再生資源の需要の拡大、回収事業者の事業環境の整備に努めるとともに、関係省庁間、地方公共団体との連携を強化すること。

四 特定フロン等の規制強化に伴い、産業界、特に中小企業に大きな影響が生じないよう特段の対策を講ずるとともに、第三世代フロン等の開發に積極的に対応すること。

五 我が国の環境保全技術、省エネルギー・新エネルギー技術等を世界に広く提供するとともに、発展途上国への環境分野での資金面の協力に積極的に対応し、地球環境保全、エネルギー分野における国際貢献を積極的に展開すること。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右  
国会に提出する。

平成五年二月二十三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

平成五年三月二十五日 衆議院会議録第十二号

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案及び同報告書

放送法第三

八九

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件  
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

## 〔別冊〕

## 日本放送協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画

## 平成5年度収支予算

## 予算總則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成5年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

第3条 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

第4条 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

第5条 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上となり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。

第6条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。  
第11条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に適用することができる。

第13条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てることで、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第14条 前年度予算總則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第15条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第16条 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第17条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てができる。

第18条 前項に定めるものほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第19条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てができる。

第20条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第21条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。  
第22条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第23条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

## (外) 質 金

別表第1

## 平成5年度收支予算書

(一般勘定)

(事業收支)

事 業 収 入	項 目	金 額	(単位 千円)	
			事 業 収 入	金 額
受 交 副 財 種 特	付 次 務 取 収	553,666,962	534,211,778	2,171,712
	料 入 入 入	7,763,000	8,702,472	400,000
		428,000		
事 業 支 出	内 國 国 械 受 広 調 給 退 一 減 財 特 予	532,492,474	199,963,341	4,587,099
	放 放 収 対 報 研	49,486,783	42,486,783	6,024,056
	送 納 策 研	1,621,248	2,578,623	141,982,462
	費 費 費 費 費 費	6,024,056	48,830,993	12,604,190
	手 段 値 備 別	3,000,000		
事 業 収 支 差 金		21,174,488		

(単位 千円)

事 業 収 入	項 目	金 額	(資本收支)	
			資 本 収 入	金 額
事 業 収 入	事 業 収 入	532,492,474	事 業 収 入	532,492,474
	事 業 収 入	199,963,341	事 業 収 入	199,963,341
	事 業 収 入	4,587,099	事 業 収 入	4,587,099
	事 業 収 入	42,486,783	事 業 収 入	42,486,783
	事 業 収 入	6,024,056	事 業 収 入	6,024,056
	事 業 収 入	141,982,462	事 業 収 入	141,982,462
	事 業 収 入	12,604,190	事 業 収 入	12,604,190
	事 業 収 入	3,000,000	事 業 収 入	3,000,000
事 業 支 出	受 托 業 務 等 収 入	680,000	事 業 支 出	680,000
	受 托 業 務 等 収 入	595,000	受 托 業 務 等 収 入	595,000
	受 托 業 務 等 収 入	577,000	受 托 業 務 等 収 入	577,000
事 業 収 支 差 金	受 托 業 務 費 用	18,000	事 業 収 支 差 金	18,000

(単位 千円)

事業收支差金の内訳

事業收支差金 8,500万円と受託業務等費の間接経費5億1,500万円を合計した6億円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

資 本 支 出	充 当	16,623,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金		4,551,488

## (外) 取扱

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別	
カラーコード	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラーリングを含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラーリングを除く放送受信契約
衛星カラーコード	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーリングを含む放送受信契約

衛星普通契約	
特 別 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーリングを除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約

支払区分	
訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して支払うことによって行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーコード	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円
普通契約	口座継続振込	1,320円	7,510円	14,630円
普通契約	訪問集金	890円	5,100円	9,940円
衛星カラーコード	口座継続振込	840円	4,810円	9,370円
衛星カラーコード	訪問集金	2,300円	13,140円	25,610円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーコード	訪問集金	1,220円	6,980円	13,600円
普通契約	口座継続振込	1,170円	6,690円	13,030円
普通契約	訪問集金	740円	4,280円	8,340円
普通契約	口座継続振込	690円	3,990円	7,770円
衛星カラーコード	訪問集金	2,160円	12,320円	24,010円
衛星普通契約	口座継続振込	2,110円	12,030円	23,440円
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円
衛星普通契約	口座継続振込	1,630円	9,330円	18,180円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
50件未満	衛星カラーコード	200円
50件以上100件未満	衛星普通契約	230円
100件以上	特別契約	300円
		90円

ただし、衛星カラーコードの契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラーテレビ受付契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額250円

平成5年度事業計画

丁 計 國 機

世界が冷戦構造の終焉から新たな秩序づくりに向けて構築する中で、我が国においても、社会・経済のさまざまな面でそのあり方や仕組みが問われようとしている。また、人々の価値観や生活様式も多様化が進み、放送を取り巻く環境は、多メディア・多チャンネル時代に向けて大きく変化している。

報 (号外)

- (3) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて國際間の相互理解に貢献することともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が國の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星の調達法人が新たに設立されるか、同法人に対し出資を行う。また、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

- (建設計画について、お波心施設の整備に 30 億 9,000 万円、  
備に 106 億 7,000 万円、演奏所の整備に 62 億 3,700 万円、放送番組設備の整備に 270 億 5,400 万円、  
研究設備等の整備に 86 億 4,900 万円、総額 595 億円をもって施行する。)

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げ計画を引き続き  
取り進めるほか、衛星放送地上設備の整備を行うとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、  
県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の  
更新等を行う。

(3) ラジオ放送網整備計画

これらに要する経費は、86 億 9,000 万円である。

(4) 演奏所整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及び FM 放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送  
機器の更新等を行う。

(5) 放送会館整備計画

これらに要する経費は、20 億 8,000 万円である。

(6) 放送番組設備整備計画

放送会館については、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館、長野放送会館  
及び大分放送会館の整備のための諸準備を取り進めること。

(7) 放送番組設備整備計画

これらに要する経費は、62 億 3,700 万円である。

(8) 非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るために、ニュース・番組の制作送出機器の整備  
を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。また、老朽の著しい番組制作送  
出機器の更新等を行う。

(9) 研究設備、一般施設整備計画

これらに要する経費は、270 億 5,400 万円である。

(10) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舎等の整備を行う。

(11) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、30 億 5,000 万円である。

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。番組内容については、激動する内外の諸情勢について公正な報道に徹するとともに、視聴者の幅広い関心にこたえ、生活感覚を重視した情報を多角的に提供するなど、ニーズ・情報番組の刷新・強化を図り、あわせて充足感ある大型企画番組を積極的に編成する。また、夜間の番組を中心に、豊かで多彩な差異・娛樂番組を開発する。なお、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するとともに、文字多重放送において、聴力障害者向けの字幕番組を実施し、障害者向けサービスの拡充に努める。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的闘争や心の豊かさを求める時代の要請にこたえ、時代を見据える教養番組や生涯学習に資する番組を集中的に編成するとともに、障害者向け番組を編成する。衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報やスポーツを中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジアのニュースを中心で効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある特別番組を積極的に開発するなど文化・娛樂番組を中心とした編成を行い、技術実験時間を除き1日23時間20分放送する。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活感覚の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図る。また、FM放送は、1日19時間放送し、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を拡充するとともに、地域放送については、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題を取り組む番組の充実に努めることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

また、日本から世界に向けて映像情報の発信が少ない現状を引き続き改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供する。

なお、ハイビジョンについては、引き続き試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的に行い、普及促進に努める。

これらに要する経費は、番組制作に1,431億6,386万5千円、番組の編成企画等に113億4,198万円で、総額1545億884万5千円である。

イ 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、454億5,749万6千円である。

以上により、国内放送費総額は、1,999億6,334万1千円となり、前年度1,861億5,055万9千円に対して、138億1,278万2千円の増額となる。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を1日7時間30分拡充して60時間とし、日本の実情をいち早く正しく諸外国に伝え、国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進し、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行いう。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。

このため、総額45億8,709万9千円となり、前年度42億3,475万4千円に対して、3億5,234万5千円の増額となる。

(3) 要約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、積極的・効果的な商業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額494億8,678万3千円となり、前年度479億7,449万4千円に対して、15億1,228万9千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、総額16億2,124万8千円となり、前年度15億6,426万1千円に対して、5,698万7千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額25億7,862万3千円となり、前年度24億3,961万9千円に対して、1億3,900万4千円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、放送の発展を図るため、視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。また、新しい技術の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、総額60億2,405万6千円となり、前年度56億4,861万5千円に対して、3億7,544万1千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,419億8,246万2千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職者の減等により、総額488億3,099万3千円となり、前年度523億1,245万9千円に対して、34億8,146万6千円の減額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の削減を図るが、諸税公課の増

(外取引)

等により、総額 126 億 419 万円となり、前年度 120 億 1,466 万 5 千円に対して、5 億 8,952 万 5 千円の増額となる。

(1) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は 6 億 8,000 万円、支出は 5 億 9,500 万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成 5 年度	平成 4 年度	増 減
年度 初頭 契約 件数	27,289,000	28,139,000	△ 850,000
年度 内 新規 契約 件数	2,023,000	2,092,000	△ 69,000
年度 内 解 約 件数	2,833,000	2,942,000	△ 109,000
年度 内 增加 契約 件数	△ 810,000	△ 850,000	40,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 5 年度	平成 4 年度	増 減
年度 初頭 免除 件数	7,233,000	7,177,000	6,000
年度 内 新規 免除 件数	30,000	28,300	2,000
年度 内 解 約 件数	26,000	22,000	4,000
年度 内 增加 免除 件数	4,000	6,000	△ 2,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成 5 年度	平成 4 年度	増 減
年度 初頭 契約 件数	897,000	1,107,000	△ 110,000
年度 内 新規 契約 件数	65,000	65,000	0
年度 内 解 約 件数	175,000	175,000	0
年度 内 增加 契約 件数	△ 110,000	△ 110,000	0

(4) 衛星普通契約  
有料契約見込件数

区 分	平成 5 年度	平成 4 年度	増 減
年度 初頭 契約 件数	32,000	22,000	10,000
年度 内 新規 契約 件数	14,000	13,000	1,000
年度 内 解 約 件数	4,000	3,000	1,000
年度 内 增加 契約 件数	10,000	10,000	0

区 分	平成 5 年度	平成 4 年度	増 減
年度 初頭 免除 件数	160,000	164,000	△ 4,000
年度 内 新規 免除 件数	2,000	3,000	△ 1,000
年度 内 解 約 件数	5,000	7,000	△ 2,000
年度 内 増加 免除 件数	△ 3,000	△ 4,000	1,000

(5) 特別契約  
有料契約見込件数

区	分	平成5年度	平成4年度	増	減
年度初頭契約件数		5,000	4,000	1,000	0
年度内新規契約件数		1,000	1,000	0	0
年度内解約件数		0	0	0	0
年度内増加契約件数		1,000	1,000	0	0

(参考1)

有料契約見込総数						
区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラーレンタル契約	普通契約	特別契約
						合計
年度初頭契約件数		27,289,000	997,000	5,126,000	32,000	5,000
年度内増加契約件数	△	810,000	△ 110,000	1,309,000	10,000	1,000
年度末契約件数		26,479,000	887,000	6,435,000	42,000	6,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラーレンタル契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		235,000	11,000	18,000	1,000	265,000
年度内増加契約件数	△	1,000	4,000	0	0	3,000
年度末契約件数		235,000	10,000	22,000	1,000	268,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		4,870,000	21,689,000	730,000	27,289,000
年度内増加契約件数	△	1,022,000	△ 321,000	533,000	△ 810,000
年度末契約件数		3,848,000	21,368,000	1,263,000	26,479,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(3) 衛星カラーレンタル契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		510,000	4,503,000	113,000	5,126,000
年度内増加契約件数	△	32,000	1,180,000	97,000	1,309,000
年度末契約件数		542,000	5,683,000	210,000	6,435,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		5,000	12,000	1,000	18,000
年度内増加契約件数	△	0	4,000	0	4,000
年度末契約件数		5,000	16,000	1,000	22,000

外助(釋)

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	繰続振込	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数	7,000	24,000	1,000	32,000		
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	9,000	1,000	10,000		
年 度 末 契 約 件 数	7,000	33,000	2,000	42,000		

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,000	2,000	2,000	5,000		
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	1,000	0	1,000		
年 度 末 契 約 件 数	1,000	3,000	2,000	6,000		

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	口 座 振 替	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,000	1,000		
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0		
年 度 末 契 約 件 数	1,000	1,000		

5 要員計画

区	分	要員數
事 業 運 営 関 係		13,304人
建 設 関 係		213
合 計		13,507

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内330人の削減を見込んだものである。

平成5年度資金計画

- 1 資金計画の概要  
平成5年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,240億8,578万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額6,255億4,433万3千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,342億1,177万8千円から年度内に収納に至らないものを控除了した受信料収益額5,305億2,738万6千円を予定する。

長期借入金については、36億200万円を予定する。  
このほか、固定資産売却代金5億900万円、放送債券償還積立資産の戻入れ67億5,000万円、建設積立資産の戻入れ86億6,000万円、国際放送関係等交付金收入21億7,171万2千円、有価証券の売却480億8,000万円、受取利息その他の入金237億8,523万4千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,240億8,578万2千円である。

3 出金の部  
事業経費4,670億1,195万1千円、建設経費595億円、放送債券の償還67億5,000万円、長期借入金の返還123億1,700万円、出資11億円、放送債券償還積立資産への繰入れ43億600万円、有価証券の購入541億2,000万円、支払利息その他の出金184億3,938万2千円を合わせて出金額は、総額6,235億4,433万3千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合	計
1 前 期 未 資 金 有 価 金	37,505,406	40,123,994	33,751,350	40,425,104	37,505,406		
2 入 受 信 料	164,127,391	119,333,644	179,041,089	161,583,658	624,085,782		
3 長 期 借 入 金	157,566,767	102,391,872	172,421,548	98,147,649	530,527,833		
4 固 定 資 產 売 却 代 金	0	0	0	3,602,000	3,602,000		
5 放 送 債 券 優 先 債 代 金	59,100	308,400	59,100	82,400	509,000		
6 建設積立資産戻入	0	0	0	0	6,750,000		
7 資 產 戻 入	0	0	0	0	8,660,000		
8 交 付 金 収 入	444,192	444,192	458,022	825,306	2,171,712		
9 有 価 証 券 售 却	100,000	12,600,000	100,000	35,280,000	48,080,000		
10 受 取 利 息 そ の 他 の 受 金	5,957,332	3,589,180	6,002,419	8,236,303	23,785,234		
11 出 事 業 経 費	161,508,803	125,706,288	172,367,335	163,961,907	623,544,333		
12 建 設 経 費	105,668,068	107,607,659	128,903,725	123,832,499	467,011,951		
13 放 送 債 券 優 先 債 代 金	11,164,465	12,639,685	13,338,686	21,857,164	59,500,000		
14 長 期 借 入 金 返 還	0	0	0	6,750,000	6,750,000		
15 資 產 債 代 金	12,317,000	182,500	647,500	35,000	1,100,000		
16 放 送 債 券 優 先 債 代 金	235,000	0	0	4,306,000	4,306,000		

有価証券購入	28,110,000	100,000	25,810,000	100,000	54,120,000
支払利息その他の 出金	3,014,270	5,176,444	3,167,424	7,081,244	18,439,382
4 期末資金有高	40,123,994	33,751,350	40,425,104	38,046,855	38,046,855

日本放送協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成5年度収支予  
算、事業計画及び資金計画に附する意見は次のとおりである。

平成5年2月

#### 郵政大臣

#### 日本放送協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適  
当なものと認める。

なお、平成5年度は、協会が平成元年度に策定した「平成2~6年度経営計画」の4年度目に当た  
り、協会は、経営計画を上回る事業収支差金を計上するとともに、翌年度以降の財政安定のための繰  
越金としては40億円を計上しているが、平成6年度以降の協会の財政は厳しい状況となることが考え  
られる。

協会は、この状況を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、極力長期にわたり受信者の負担  
増を来さないため、経費の節減と受信料収入の確保に努め、特に下記の点に配意すべきである。

#### 記

1 協会は、協会の財政が受信者の負担する受信料を基盤としていることを認識し、視聴者の意向を  
十分に把握するとともに、豊かな放送番組の提供と公正な報道を行い、放送番組の充実・向上に努  
めること。

2 協会は、継続的・安定的な衛星放送の実施を図りその充実・普及に資するよう努めること。  
また、衛星第2放送においては、放送普及基本計画の趣旨にのっとり、難視聴解消を目的とする  
放送を十分確保していくこと。

3 協会は、受信料の公平負担と経営の安定化の観点から、受信者の移動管理の徹底、契約の締結及  
び受信料の収納の促進を図るとともに、特に、衛星契約については、受信者の確実な把握と契約の

締結に努めること。

4 協会は、国際放送の果たす役割を認識し、国際放送の一層の充実・強化に努めること。

また、協会は、諸外国に対し、できるだけ外国語による映像の放送番組の提供に努めるなど映像  
による放送番組の交流を積極的に推進すること。

5 協会は、ハイビジョンの円滑な発達・普及を図るため、試験放送の番組の充実を図るほか、積極  
的にハイビジョンソフトの開発・制作を行うこと。

6 協会は、新しい技術の開発研究をはじめ、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を積極  
的に行うこと。

7 協会は、その出資に当たっては、放送法の規定に基づき、公共放送としての協会の在り方にふさ  
わしいものとすること。

8 協会は、業務の効率化及び組織・要員の見直し等により経費の節減に努めるとともに、放送等の  
方法により、受信者に対して、効率化の実施状況を含む経営の概況の周知に努めること。

なお、協会は、放送番組の制作を委託するに当たっては、効率化の観点のほか、公共放送として  
の番組の質及び協会における番組制作能力の維持・向上に配意すること。

#### 理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画につ  
いては、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を附して国会に提出し、その承認を受けな  
ければならないこととなっているからである。

#### 記

1 **衛星放送第117条第1項の規定による議論会の主な問題(区題第3)」に記す。**

#### 長生の印鑑

本件は、日本放送協会の平成5年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第117  
条第1項の規定による議論会の主な問題の印鑑である。印鑑は、日本放送協会の印鑑である。

本件は、「本件は、日本放送協会の印鑑である。」との郵政大臣の印鑑である。

本件は、日本放送協会の印鑑である。

本件は、日本放送協会の印鑑である。

官 報 (号外)

画を、また、資金計画は、取支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているもので  
あって、その要点は次のとおりである。

1 収支予算

(1) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	六か月前払額		十二か月前払額	
			カラーキャンペーン	普通契約	カラーキャンペーン	普通契約
カラーキャンペーン	訪問集金	一、三七〇円	七、八〇〇円	一五、二〇〇円	二、一六〇円	四、二八〇円
訪問集金	継続座振込替	一、三一〇円	七、五一〇円	一四、六三〇円	二、一一〇円	三、九九〇円
継続座振込替	訪問集金	八九〇円	五、一〇〇円	九、九四〇円	九、六一〇円	七、七七〇円
訪問集金	継続座振込替	八四〇円	四、八一〇円	九、三七〇円	一、六八〇円	七四〇円
継続座振込替	訪問集金	二、三〇〇円	一三、一四〇円	二五、六一〇円	二、一〇円	四、二八〇円
訪問集金	継続座振込替	二、二五〇円	一二、八五〇円	二五、〇四〇円	二、一〇円	二四、〇一〇円
継続座振込替	訪問集金	一、八二〇円	一〇、四四〇円	一一〇、三五〇円	一、一〇円	一三、四四〇円
訪問集金	継続座振込替	一、七七〇円	一〇、一五〇円	一一、七八〇円	九、三三〇円	八、七五〇円
継続座振込替	訪問集金	九九〇円	五、六三〇円	一一、九七〇円	一八、一八〇円	一八、一八〇円
訪問集金	継続座振込替	一、〇四〇円	五、九二〇円	一一、五四〇円	八三九億七、三〇〇万円	六、三〇〇万円
継続座振込替	訪問集金	九九〇円	五、六三〇円	一一、九七〇円	八三九億七、三〇〇万円	八、五〇〇万円

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

普通契約	衛星カラーキャンペーン	訪問集金		訪問集金	
		継続座振込替	訪問集金	継続座振込替	訪問集金
訪問集金	一、六三〇円	二、六三〇円	九、三三〇円	二、一〇円	一、一〇円
継続座振込替	訪問集金	九、三三〇円	一八、一八〇円	一、一〇円	一、一〇円
訪問集金	一、六三〇円	二、六三〇円	九、三三〇円	二、一〇円	一、一〇円
継続座振込替	訪問集金	九、三三〇円	一八、一八〇円	一、一〇円	一、一〇円
訪問集金	一、六三〇円	二、六三〇円	九、三三〇円	二、一〇円	一、一〇円
継続座振込替	訪問集金	九、三三〇円	一八、一八〇円	一、一〇円	一、一〇円

(2) 収支予算の見積は、次のとおりである。

(一般勘定)

(事業収支)  
事業収入  
事業支出

事業収支差金

五、五三六億六、六九六万二千円  
五、三三一四億九、二四七万四千円  
一一一億七、四四八万八千円

(資本収支)  
資本収入  
資本支出

八三九億七、三〇〇万円  
八三九億七、三〇〇万円  
〇円

なお、事業収支差金一一一億七、四四八万八千円については、一六六億二、三〇〇万円を  
資本支出に充当し、残り四五億五、一四八万八千円は、翌年度以降の財政安定のための財源  
としてその使用を繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)  
事業収入  
事業支出  
事業収支差金

六億八、〇〇〇万円  
五億九、五〇〇万円  
八、五〇〇万円

## 官報(号外)

なお、事業収支差金八、五〇〇万円と受託業務等費の間接経費五億一、五〇〇万円を合わせた六億円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

## 2 事業計画

## (一) 建設計画

衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するための補完衛星の製作・打上げ計画を引き続き取り進めるほか、衛星放送地上設備の整備、ハイビジョン設備の整備、外国電波混信等による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局の建設を行うほか、地方放送会館の整備、老朽の著しい放送機器の更新整備等を行う。

## (二) 事業運営計画

(1) 国内放送については、激動する内外の諸情勢について公正な報道に徹するとともに、視聴者の幅広い関心にこたえ、生活感覚を重視した情報を多角的に提供するなど、ニュース・情報番組の刷新・強化を図り、あわせて充足感ある大型企画番組を積極的に編成する。また、夜間の番組を中心には、豊かで多彩な教養・娯楽番組を開発する。

また、衛星放送については、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、国際情報やスポーツを中心とする専門情報や魅力ある文化・娯楽番組の編成を行

う。ハイビジョンについては、引き続き試験放送に参画し、番組開発を積極的に行ない、普及促進に努める。

国際放送については、放送時間を拡充して、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進し、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。

(2) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。また、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図る。

衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星の調達法人に対して出資を行う。また、受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

## (三) 有料契約件数

年度初頭契約件数を三、三四四万九千件、年度内増加契約件数を四〇万件、年度末契約件数を三、三八四万九千件と見込んでいる。

## (四) 要員計画

## 報告書

業務の効率化を積極的に推進して、年度内に三三〇人の純減を行い、要員を一三、六〇七人とする。

## 3 資金計画

平成五年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額六、一二四〇億八、五七八万二千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額六、一二三五億四、四三三万三千円をもって施行する。

## 三 本件の議決理由

日本放送協会の平成五年度收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年三月二十五日

通信委員長 龍井 久興  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

## 〔別紙〕

## 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、

承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。

一 協会は、放送のあたえる社会的影響の重大性及び公共放送の使命をさらに自覚し、事実に基づく報道に徹するとともに、放送倫理の確立を図る等適切な措置を講じ、もって受信者の信頼の確保に努めること。

一 協会の最高意思決定機関である経営委員会については、幅広く各界各層の意見を反映できるよう、またその機能が十分發揮されるよう特段に配意すること。

一 協会は、今後のメディアの発展状況、多メディア・多チャンネル化の進展等にかんがみ、視聴者の要望を反映しつつ将来における公共放送としての事業運営の長期的展望の確立に努めるとともに、保有メディアの見直しについても検討を行うこと。

一 協会は、その経営基盤が受信料制度によるところをさらに自覚し、視聴者・国民に対して経営内容を積極的に開示するとともに、受信料制度の理解の促進を図り、衛星料金を含む受信者の確実な把握と収納の確保に努め、負担の公平を期すること。

一 協会は、事業運営に当たっては、効率的な業務体制を確保しつつより一層公共放送としてふさわしい運営をめざすとともに、職員の待遇についても配意すること。

一 衛星放送については、難視聴解消の目的を十分踏まえつつ、番組の充実、ハイビジョンの実用化の促進に努めるとともに、その継続的・安



15 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成四年度以前の年度のこの会計の予算で平成五年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

## 官 報 (号 外)

道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 道路整備緊急措置法の一部改正

(一) 建設大臣は、平成五年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

(二) 平成五年度以降五箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の補助その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率について、道路法及び土地区画整理法の規定にかかわらず、十分の七(土地区画整理事業に係るものにあっては、十分の五・五)の範囲内で政令で特別の定めをすることがある。

道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成等道路の整備に関する必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道

路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道

る。ただし、2の(1)については、公布の日から施行する。

## 二 議案の可決理由

本案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

平成五年度道路整備特別会計中三兆一千三百九十七億四千四百万円が計上されている。

右報告する。

平成五年三月二十五日

建設委員長 野中 広務

衆議院議長 横内 義雄殿  
〔別紙〕

(一) 奧地等産業開発道路の新設又は改築に要する費用に係る国の負担割合又は補助率については、道路法の規定にかかわらず、十分の五・五の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

(二) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十年三月三十一日まで延長する。

一 議案の目的及び要旨

本案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道

特に市町村道の整備を促進するため、地方道路整備臨時交付金制度の円滑な実施に努めるとともに、国の補助対象の範囲の拡大等により地方公共団体の財政負担の軽減を図るよう配慮すること。

三 長期的展望のもと高規格幹線道路網をはじめとする総合的な交通体系の確立を図り、多極分散型国土の形成、地域社会の活性化、住民生活の向上等に資する効率的かつ機能的な交通網の整備を促進すること。

四 第十一次道路整備五箇年計画においては、豪雪地帯の除排雪対策、がけ崩れ対策など防災対策を重視するとともに、交通事故防止のための安全対策、高齢者・障害者・児童等の通行を容易にするための道路改良、歩道・自転車道及び自転車駐車場の整備、沿道における良好な生活環境を確保するための植樹帯、緩衝緑地、遮音壁等の整備促進に努めること。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

五 大規模な地震等に備え、都市の街路をはじめ避難を要する道路・広場の確保と整備に努めるとともに、老朽化等により道路の構造基準に適合しなくなつた橋梁等の構造物については、緊急に補修、改良工事を施行し、防災及び交通安全の確保を図ること。

六 第十一次道路整備五箇年計画においては、良好な都市環境の確保と良質低廉な住宅・宅地の供給に資するよう住宅宅地関連の道路整備の促進、土地区画整理事業、市街地再開発事業等に

おける街路及びその附帯施設に対する助成の強化を図ること。

六 研究交流に関し、国の試験研究機関と政府以外の者が科学技術に関する試験研究を共同して行うことについてあつせんする業務（科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。）を行うこと。

るため、新技術事業団の業務として研究者の交流を促進するための業務等を追加するほか、同事業団の移転に伴い、主たる事務所の所在地に関する規定を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

本案施行に要する経費  
平成五年度一般会計予算に、科学技術に関する研究交流を総合的に促進するための体制整備に必要な経費として七億五千七百万円が計上されている。

附  
見

に努めること。

に努めること。

附  
見

に努めること。

に努めること。

內閣總理大臣 宮澤喜一

右

国会に提出する。

平成五年一月一日

内

## 新技術事業団法の一部を改正する法律 新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十二)

卷之三

卷之三

מִתְּבָרֶךְ יְהוָה וְיַעֲשֵׂה כַּאֲשֶׁר צִוָּה

第一十三條第二項中「國際研究交流」之「研究

流へ放める。

## 第二十八条第五号中「国際研究交流」を「研究

「に改め、『支援』の下に、国内及び国外の情

研究機関への研究者の派遣 研究集会の開催

卷之二

卷之三

**新技術事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書  
法律案**

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように  
改正する。

第三条ただし書中「但し」を「ただし」に、「繰上  
当選議員」を「更正決定又は繰上補充により当選人  
と定められた議員」に改める。

第九条第一項中「文書通信交通費」を「文書通信  
交通滞在費」に、「七十五万円」を「百万円」に改め、  
同条第二項中「文書通信交通費」を「文書通信交通  
滞在費」に改める。

第十一条中「文書通信交通費」を「文書通信交通  
滞在費」に、「前条第一項」を「第八条の二の議会雑  
費、前条第一項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

文書通信交通費の名称を文書通信交通滞在費に  
改めるとともに、その額を引き上げる等の必要が  
ある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第十号(一)中正誤

ペシ段行誤 正回復